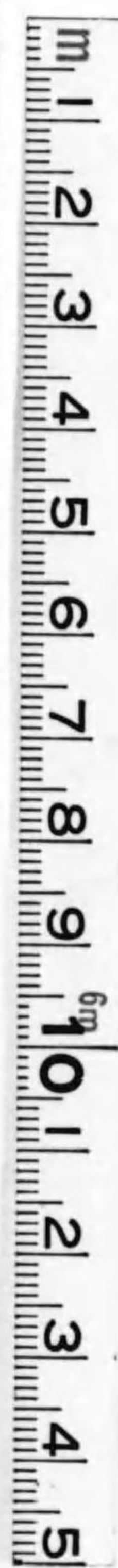


特234

256

小
松
城
史



始



特234
256

緒言

本校々地が小松城々城を占めて居ることは學校の大なる矜である。即ち現校舍所在地は二の丸の、競技場、射場及球技場は本丸の跡であつて、天守臺の如き建物こそ無けれ其の石垣に積まれた臺地は其の儘校地の一角に保存されて居る。嘗て此の地が中部加賀の要砦として封内十數萬石の政治經濟文化の中心であり、愛護と信服の交流する殿堂聳ゆる所であつたことは、今茲に學ぶ者に無限の感謝を催さしむる。往年蘆城といひ浮城と呼ばれた梯川を引水せる滿々たる濠の如きは、其の一部を學校用水地として残す以外一面の稻田と變つては居るが、尙ほ歴々指すことができる。殊に天守臺上に白山を仰ぎ三湖を望み、安宅關地を呼んで日本海の濤聲を聽く景觀はまことに捨てがたく、此所に低徊する生徒をして或は懐古させ、或は咏嘆させ遂に勇奮せしむる。そして卒業後も永く思慕を繋ぐのである。教諭清水藤九郎君に囑して廣く小松城に關する文献を徴し本書を編するに至つた所以である。

昭和十七年八月

石川縣立小松中學校長 向坊英文

目次

第一章	小松城の初期	一
第二章	村上義明時代	七
第三章	丹羽長重時代	二
第四章	利常隠居以前	七
第五章	利常隠居時代	三
第六章	留守居時代	五
第一節	利常歿後	五
第二節	城代	七
第三節	城番	九
第四節	町奉行	九
第五節	留守居物頭	三
第六節	御馬廻	四
第七節	警備	五
第八節	巡見	八

以上

第一章 小松城の初期

小松の地名の文書に現はれたるは、明應三年十月に向一揆と越前の朝倉氏との第一回の衝突の時を嚆矢とす。

十月十五日北國兩使注進云々

朝倉方陣取様且云々

細呂宜・金津・三國湊・堀江・本庄・兵庫・大口・長崎・豊原寺・高木・木田・北庄。中郷と申在所に孫二郎殿御陣所以上

甲斐牢人方、賀州内之

小松・本織・福田・大聖寺・敷地・すがう・橋邊まで打出候。先陣後陣連間八里許、悉勢と申

十月六日注進也

(大乘院寺社雜事記)

此の地は柴山・今江・木場の潟湖地帯の北端に位置し、更に梯川の水之に加はり、而して其の水は砂丘によつて吐水を妨げられたる低濕地なり。其の爲室町以前の主要交通路もこの地を避け、聚落發生の時期も室町時代より餘り溯らざるべし。藩政時代の通稱の郷より見ても、小松町は栗津郷・輕海郷・苗代郷の入會地で、その聚落發生期の新しきを推定せしめる。

但し本折は明應以前の文明十八年、道興准後の北陸紀行「廻國雜記」に載せられ、當時盛んなる機業地たるを知り得る。

同じ國もとをりを通り侍りけるに、人のきねを織けるを見侍りて誰かもとおりそめつらんよろこびを加ふる國のきぬのたてぬき

(廻國雜記)

小松の地名も其の起原明瞭ならざるも、他の地の名が轉用されし如く、故に小松城も最初は現在の地なるや否や明瞭を欠くの恨あり。

小松の地名はもと此寺號より出でたる如くきこゆ。今此近邑に小寺村と云ふあり。もしは是寺跡にて小寺は小松寺の略語ならんか。然れば明智記に、城地の事にいひなすのみならず、同記天正五年四月柴田勝家より安土への注進に、小松寺等の敵の要害を攻崩し、能美郡等相鎮むとあり。かゝれば今の小松城は即ちかの寺跡なる事いちじろし。

(加賀志徴)

斯くの如く資料の最初は一尙一揆關係より始まるも、小松には一揆の頭分たる者は明應より少くとも六十年間、道秀以外には現れず、勿論小松城も堡も設けられず。その間に現れた資料は次の如し。

天正八年に撰べる蓮如物語に、明應八年三月九日には、御亭の面へ出御ありて、法敬坊空善・加州小松の了珍等を召して、久しきなじみなれば姿をも見まらせたく存じぬと仰せられ、種々忝き仰どもにて、暫く御

法談ありき。

按ずるに是小松の地名ものに見ゆる初めにて、了珍はもしは小松寺の住僧にて、蓮如の時改宗し弟子などに成りたるにや。

(加賀志徴)

天文五年二月廿九日

加州能美郡従所々の志とて、小松西道取次而十貫八百文、又金三分三朱代二貫八あげ候。

(天文日記)

天文五年四月廿日

加州小松淨西、金廿兩國にて代宛五十八貫之分持而のぼり候。是は勸進之儀申下候其儀に付而、能美郡惣候哉、又小松之近邊と在所の衆から候哉、其子細は淨西は使にてはなし、使者あとよりのぼり候。淨西知人に吉商人ニ事付候。

(天文日記)

天文六年二月八日

益田門徒野村八丁彌太郎、加州能美郡にて二十石一斗のところ寄進し候。此年貢は、小松西道と申合候之條、取調可有運上山申候。

四

(天文日記)

斯臯程に大將留り給ふべき様なくして、享祿四年十一月七日に歸陣ありけり。

然る所に、賀州三山の坊主、富樫介方黒瀬藤兵衛・福田の竹太夫・柴山一針、能美郡には松永平左衛門・隅田六郎左衛門・湯淺九郎兵衛尉・金子・小杉・小松の道秀・藤塚の二木・出口の齋藤・安宅の今井藤右衛門已下二千餘人、大將に相隨ひてぞ來りける。

(加越關評記)

宗滴雜談と云ふ實記に據れば、永祿七年九月朔日朝倉式部大輔景鏡は朝倉右兵衛尉景隆と共に、その兵を率ゐて加賀に出陣す。同月十二日義景も亦馬を進め、十七日本折・小松兩城を攻陥し、十九日今湊川の畔に至るといへり。是城の字顯るゝ起原なり。然れ共、此城は勿論小なる筈なれど、此の時既にありしや疑なきに非ず。

去月十七日於加賀國能美郡本折口合戰時、首一討捕之。忠節神妙彌可抽軍功者也 謹言

十月十三日

(義景)在判

廣瀬新六どのへ

(續汲古北微錄)

去月十七日於加賀國能美郡小松口合戰之時首一討捕之。首一中間彌七捕之。忠節神妙彌可抽軍功者也。謹言

十月十三日

(義景)在判

鳥居與一左衛門殿

(北微遺文)

天正四年本願寺信長と戰を開くや、加賀の一向一揆は之と呼應し、大聖寺城の戸次右近を攻め進んで南越に寇せんと、小松・御幸塚に堡を構ふ。時に小松城には若林長門ありて之を守る。長門の小松堡を捨てたるは何時なりや明かならざるも、同七年六月柴田勝家は安宅・本折・小松等を燒夷し、田を刈りて越前に歸ると信長記にあれば、其頃なるべし。

小松昔は小笹原なるを若林長州此所に館のごとくにして居す。蘭村領の内に主たる故薩小松と云。

(加能越金砂子)

小松御城往昔築しは一向宗繩張与承り申候。其跡歟。

(金城深秘錄)

若林長門は前年越前河野の新城に據れるを、秀吉夜襲して之を抜き、後加賀に入りし者なり。天正八年十月柴田勝家の尾山城攻略の時には松任城にありて、尾山城を援けしも、所領安堵に欺れて降伏を申込み、勝家の本陣へ子

五

雅樂助・甚八郎を作ひ出で殺さる。此の長門は朝倉の殘黨とも、本願寺の家臣ともいふ。長享の頃の國侍に若林藤内友澄といふ者あるが、その末流かとも思はれる。

柴田氏代に城に拵へ、徳山五兵衛を置し也

(加能越金砂子)

徳山五兵衛の在城には疑を存す。五兵衛は天正八年に御幸塚城主となりし少左衛門の子なり。勝家の臣にして則秀規といふ。天正四年佐久間盛政の御幸塚を攻むる時、五兵衛は運籌を以て堡士内山・林を内應せしむ。天正八年閏三月より衆と共に加賀の各地に轉戦し、若林長門の没落後松任城主となり、天正十一年より前田利家の臣となり、慶長四年前田家を出奔して徳川家に仕へ、同十一年卒す。

第二章 村上義明時代

天正三年織田信長、柴田勝家をして加賀を征せしめし時、堀江景忠に能美郡を與へしが、景忠は「加賀は固より一向一揆の進退せし所なれば、今その地に封ぜらるゝも貢賦を受くる事能はずんば我に於て何の益かあらん」とて信長を恨めり。信長之を聞きて快からずして曰く「景忠は初め朝倉氏の臣なりしが、後加賀に赴きて一向一揆に従ひ、而して今また我に屬せしものなり。去就の測り知るべからざること柳條の風に隨ふが如し。將來の信不信未だ容易に知るべからず」と、乃ち勝家に命じて之を戮せしめたりといふ。

天正八年十一月勝家が加賀の一揆の巨魁を亡ぼしたるにより、信長は村上次郎右衛門義明を能美郡にて六萬六千石を賜ふ。義明小松城に鎮す。

天正十一年羽柴秀吉、柴田勝家と戦ひて柳ヶ瀬に捷ち勝家の居城北ノ庄に向ふ。前田利家之に先驅し四月二十四日北ノ庄を破る。秀吉は北ノ庄の炎上を見て、勝家の已に死せしを知り、戦機を逸せざらんが爲にその地を過ぎり、二十五日夙く加賀に入れり。此の時秀吉小松附近に陣せしに、小松の城主村上義明は利家に頼りて其の居城を致せり。

景周先祖治部左衛門景政へ、國祖より天正十一年四月二十七日賜はる御書に、二十五日小松の城我等請取久太(堀秀政也)へ相渡候。人數足弱以下千代まで遣し、彼城に我等十人計附置、二十六日宮腰着陣候。金澤

城今日可相果様子に候。とあり。

八

(越登賀三州志)

而して此の年五月江沼・能美を越前北莊の城主となれる丹羽長秀に屬せしめ、小松城には元の如く村上義明を置きて長秀の與力たらしむ。

天正十三年四月北ノ莊城主丹羽長秀亂心して歿し、その子長重家を襲ぎ、越前及び加賀の江沼、能美二郡を除きて、若狭八萬石に封ぜられしも、村上義明は小松の舊領に在りき。此の年閏八月堀久太郎秀政は丹羽氏の舊領を賜ひしを以て、秀政は村上義明を己の與力とせり。慶長二年に北ノ莊の城主堀秀政の子秀治は越後の春日山城に移されしを以て、その與力たりし村上義明は本庄九萬五千石に封ぜらる。

村上義明は天正十三年の秀吉書狀には村上次郎右衛門とあり、同十八年十一月四日の書狀には村上周防守とある。又他書には四郎右衛門とある。村上義澄の一子で丹羽長秀に仕へ、直參として六萬石を給はり越前大野に在城し後小松に住すとあるが、後に考ふべし。元來柴田勝家の臣なりし如く、天正八年十一月小松城主となりて、能美郡六萬六千石を領して慶長二年に至る。或は八萬石と云ひ、北越軍談には六千四百貫とも云ふ。

義明の小松に在りたること前後十八年の久しきに亘りたるを以て、民政上多少の力を致ししことあるべきも、今全くその跡を探ること能はず。唯僅かに天正十三年に、本蓮寺への田畠寄進の文と、天正十九年九月能美郡長田村に與へたる檢地帳と、一は某年湊浦に與へて米穀の輸入を禁止せる通牒の三通の文書を遺されたるのみなり。而して是等の文書は皆その名を頼勝と署し、義明と云へるものあるを見ず。蓋し藩翰譜等に之を義明に作りたるは、頼

勝の後の諱なるが如し。

周防守源義明は初め次郎右衛門尉と名のり、丹羽五郎左衛門尉長秀が家人たり。長秀卒して後、豊臣家に召仕はる。其後周防守になされ從五位下に叙せられ、越前國を分ち賜ひ堀左衛門督秀政が手に屬せられたり。

六萬六千石を領す

秀政が男左衛門督秀治が越後の國に移りし時、村上も同じく移て、本庄の城を領す。

今の村上の城なり慶長五年の夏徳川殿、上杉中納言を追討あるべきにて、越後國の人々は左衛門督秀治に隨て、北陸道より奥に向ふべしと定めらる。かゝる所に上方また軍起りしかば、先づ東國の軍をば止められ、上方に向はせ給ふに因つて、村上等は己が國に止て上杉を防ぐ。此國元は上杉が傳領の所なれば、彼に心を合はせて、賊徒國中に蜂起す。溝口伯耆守宣勝等と力を合せて此處彼處打平ぐ。

或書に義明元來才智あり男氣發明の者なれば長秀殊に不便を加へ頼て元服させ二百石を與へ以後數度の戰功に立身して二萬石を領す秀吉公の御代となり主人長秀も卒去し家督長重の時故あつて公の直參となる毎度軍功を盡し九萬石を領し家康公の御代上總介殿越後守護となる義明彼幕下被仰付與力三百騎を預り都合十二萬石を領したりと見ゆ。

(藩翰譜)

廢絶錄元和四年の條四月九日封内治らず家臣騒動に因て除封

九

或書に義明の家老河野氏房暗殺せらる其子氏勝の訴に因て糺問もなく兼松某を戮せしが其後魚住角兵衛亦殺害せらる弟和右衛門これは氏勝の所行なりと訴ふ此事公の沙汰となりて國除るとあり

(校刻藩翰譜註記)

○ 永代奉寄進田島之事

合六反者加州能美郡小松濱田之内中道より南當寺御屋敷際田五反並廟所之畠一反也右件之田島者雖爲頼勝知行母にて候專妙爲佛供田限永代當寺へ奉寄進所實正也然上は於子々孫々聊不可有相違者也仍寄進狀如件

天正十三年二月九日

村上次郎右衛門頼勝判

本運寺參

(加賀志微)

我等領内に、他所より米出入堅相留候。萬一かくし米入候者、聞付次第、類親ニ相懸、可令成敗候條、成其意べく候。恐々謹言

正月廿五日

周防守頼勝在判

湊 浦

(湊浦熊田氏文書)

第三章 丹羽長重時代

慶長二年北莊城主堀秀治移封の後、松任城主丹羽五郎左衛門長重は小松に移りて八萬石を加へ、松任と共に十二萬石の主となれり。

慶長四年石田三成等の流言により徳川家康は前田利長の謀叛を風聞し、十月大に兵を發して利長を伐たんと議し、十三日には夙くも小松城主丹羽長重に命ずるに先鋒の任を以てせり。利長は驚きて使を家康に派してその無實を辨じ、翌五年三月家康と利長の間に和親が締結せられたり。

關ヶ原役起るや、利長は東軍に黨し、後顧の憂を絶たんが爲に、使を小松城主の丹羽加賀守長重に遣はし、二人が因より私怨あるにあらざるを以て、我軍の行動を妨ぐるなからん事を求めしに、長重一たび之を諾したりしが、其の質を代へんとするに及びて和議遂に破綻せり。利長乃ち兵力を以て長重を屈服せしめんとし、長・奥村・太田山崎・横山・高山・篠原を先鋒とし、弟孫四郎利政と共に本隊を率ゐて七月二十六日金澤城を發せり。既にして石川郡福留村に至りて軍議を定め、小松城を陥るゝに先だちて、其の與黨たる大聖寺城主山口玄蕃允宗永を屠るの要ありとなし、二十七日利長の能美郡三堂山に次するや、岡島一吉・不破勝光をこの地に留め、又前田良繼・寺西秀澄を千代に屯せしめ、以て小松軍牽制の任に當らしめき。

八月朔利長三堂山を發し吉竹・本江・蓮代寺・三谷を経て木場潟の東を過ぎしに、丹羽軍の斥候の偵知する所と

なる。長重の將坂井與右衛門直勝之を開き、櫻井源太の兵を湖上に放ち、古田五郎兵衛の隊を淺井口に出し、に、櫻井・古田は水陸二道より進みて前田軍の進路を擾さんと欲し、中軍の既に去りて輜重の來るを望み直に攻撃を加へしが、輜重隊將富田重政は横山長知・山崎長徳等の援を得て之を撃退せり。利政等この機に乗じて敵を追撃せんとせしに利長之を止む。

(利長は)

俄に七月廿六日の申の下刻に四萬餘の軍を引率し、小松表へ押出す。松任より此方は因爲小松領燒拂うて通れとて、道筋の在家を放火して手取川を渡り、水島・寺井迄寄せたり。既に時過ぎて曉に成りぬ。小松には不思寄事なれば上下騒亂不斜。

不得已籠城有るべしとて、長重先掛橋口へ打出で、この所を堅固に持かためてこそ防戦の評議もせめとて、安宅川の岸に付て柵一重結回し、のぼり少々張立てさせ、取合せたる躰を見する。然れば加賀の先輩侮敵、急に城を可攻と勇み進む。雖然利長思慮して曰。惣構一重は一休も有るまじけれど、泥川へ打入る時分、出丸より弓鐵炮にて打立てられれば無左右責入りがたし。先陣々を取かため、一兩日も城中の位を見て手立有るべしとて、小松の東に當りて其間三里を隔て、鬼波・三谷と云ふ所に二ヶ所の砦の有りけるを向城に取つて、横山山城守・山崎長門守兩家老七千餘騎にて向之。大將利長は寺井の東なる三陀山に本陣を居ゑられけり。諸軍近邊の山々に陣をとり遠卷に攻之。斯りける所に小松方坂井與右衛門が手の者上田太左衛門と云者、寺井の邊へ忍入りて、小屋がけしける奴僕等を薙伏せ、首二つ取りて馳歸る。長重物初よしと悦び上田に引出物を給はる。

此外若武者溢れ者共ぬけに忍出で爰彼に伏し居て、陣具を求め小屋具を運ぶ士卒を追立て敵を討つ事夜々也。寄手も心得て相伏ると見えしかば長重制法を出し止之。角て大手は無双の嶮難なれば寄手左右なく不取懸。然ども搦手は要害淺間也。若敵の勢を廻す事も有るべし。敵に行をせられぬ先に此方より計へとて、惣構の外なりける本折町と云ふ所を、十餘町自燒して引入ると云々。

城には大手搦手役所々々之手分して、各持口を堅めけり。籠城の法なれば諸士は云ふに不及、商に至る迄人質を可出と相觸らる。籠城の兵士三千にも足らざりければ、掛橋口を固めしも五六町に及べり。搦手の役所へも軍勢を分ちしかば、堤を超える大水を手にて防ぐが如くなり。角て五六日をぞ送りける。抑此城郭何の世何者の取立てけるや、由來遠くして知る人なし。御幸塚の岳より一段低き形地にて、安宅川の岸迄は七八町も有りぬべき泥地なり。中に少凸なるを平城にこそ築きけれ。西北の二方は安宅川漲りて大船を出入す。しかも切岸高くして石壁の如し。是を大手とす。掛橋口是なり。東と巽の角迄は淺井と云へる在所まで深田に續きて湖水の如し。暖一筋有りけれども、農夫の通ふ路なれば無下に不通の惡所なり。搦手南方計こそ平陸に續きたれども、本丸の地形の爲に掘上たりし土の跡數十丈の堀と成りて、左ながら深淵に不異。加程名譽の要害なれば、何十萬騎寄せたりとも何の怖か有らんなれども、長重當城に移られて、本丸の地形を高き九尺築上させ水難に備へたり。屏を塗り柵を結び櫓を造り城戸を建て、三重の天守を五層に再興して北國無双の城郭なれば、寄手左右なく攻めざりしも理也。

小松の要害堅固なれば、流石の寄手無爲方遠卷にして大軍徒に旬日を送る。利長諸臣を集めて曰。此小城一つに費日ためらひ居て其詮なし。搦手へ打廻り本折町を焼拂ひ裸城にして、御幸塚に押へて置き、大聖寺を攻落し敵の後へ打抜きて、計略を以て此城を攻取らんは安かるべしとて、八月二日三陀山を陣拂して、鬼波・三谷の付城には旗旗を飾り、入夫少々残し置き押勢に見せて山背の細道を押通し、御幸塚へ打舉り本陣を据ゑられけり。先手の兵千餘人、瀧が馬場に打臨みて構を見れば、本折町を自焼して晴々と切拂ひ、透間もあらば突出づべき様子也。寄手の勢案に相違して楯竹把も用意せず、仕寄も附けぬ其先に夜討せられては悪かりなん。只此陣を引拂ひ大聖寺を攻めんとて押へ勢も不殘、同日の申の尅大聖寺へ押寄する。長重募討之と評議すと云へども老臣等諫曰。敵大軍にして數日當城を圍むと云へども、矢の一つをも不射掛引退事不審多し。若味方楚忽に打出でなば取籠めて討之との事か、又合戦を仕かけ荒手を入替へて城内へ付入らんと欲するか、しかも大軍不亂行繰引にして軍を待つと見えたり。其上及夕日出城如何也。暫く敵の働を見て、若大聖寺を攻めば後卷の御謀可然と強て留之と云々。

(小松軍記)

肥前守利長公は關東御一味の事なれば、石田三成より大正持の山口玄蕃、小松の丹羽長重兩人を利長公の押へにと頼み遣す所に、利長公上方へ打登り給ひ、府中の城堀尾帶刀を大谷刑部取卷き攻むる由聞え、後詰の爲に登らせ給ひ、先づ小松城を攻落し、大正持へ御取懸り可有旨御内談有りける所に、高山南坊申しける

は、先づ大正持を御攻め可然と申しける故、大正持へ赴き給ふ。三堂山に岡崎備中・同帶刀、五百餘騎にて小松勢を押へ置き、高昌平右衛門・寺西若狭三百餘騎、鐵炮大將原田又右衛門一組にて千代に被指置、利長公は山際より大正持へ押寄せ給ふ。小松より淺井口木場の方へ船を入れ、鐵炮百五十挺にて二口より追懸くる。殿には前田孫四郎利政公なるが、山崎閑齋・長九郎左衛門・太田但馬多數を以て追拂ひ、小松へ無難追込めて、又御幸塚へ出でにけり。

最前小松の城を攻落し給はんと被仰し時、高山南坊達て留め申す事其謂あり。長重小松へ打入りし時、のみ・鋸・竿・かなな千人前用意して來る。金澤勢の用心に三重四重の唐竹藪を、劔の如く切りそぎにして用心堅く仕る。此の事高山能く知つて、大事の前の小事に利を失ひては不可然と思案して留め奉るとぞ聞えける。

(三 壘 陣 書)

前田軍大聖寺城を攻むるや、長重は山口宗永の約により後卷として敷地に進みて援助せんとせしに、八月三日大聖寺城陥落したるを聞きて軍を還し、四日更に兵を前田氏の領内に進め、火を本吉の倉廩に放ちて劫掠せり。

前田利長は越前より軍を班し、一旦金澤城に入らんとし、小松城攻略の計畫を棄て、無事にその兵を退却せしめんと欲したりき。是を以て八月七日先鋒の諸將を御幸塚に遣はして小松軍の來襲に備へしめ、翌朝自ら麾下を率ゐて木場潟の東を過ぎ、本江・千代を経て三堂山に營し、利政は千代に陣せり。御幸塚に在りし諸將は三堂山に向ひて退却するに當り、遠く東路をとるは敵を恐るゝに似たりとなし、八日黎明今江・大領野を過ぎんとし、隊伍一番

を山崎長徳、殿軍を長連龍と定めたりき。

是より先丹羽長重はその將江口三郎右衛門正吉をして伏兵を設け、前田軍の過ぐるを待ちて襲撃すべきを命じたりしが、正吉は斥候の報を得て敵の近づけるを告げしかば、長重も亦兵を出して之を助け、長連龍の軍の大領野を出で山代橋に向ひしとき、群起して之を討てり。時に夜來の風雨尙止まず、田間の隘路泥濘にして歩行に艱み、硝薬亦濕ひて發炮すべからず。連龍の臣小林秀備・沖覺左衛門・堀内景廣・長連朗・鹿島路六左衛門・八田吉信・鈴木重國・柳彌平次・岩田吉忠・六島忠雄は苦戦してこゝに死せり。所謂淺井殿の戦是なり。連龍は敗兵を收めて山代橋に赴きしに、太田長知の來援するに遇ひて退く事を得たるも、丹羽軍は尙追跡して橋に至り、川を挟んで長知と對陣せしを以て、長知及び松平康定の部下等こゝに奮戦し、奥村榮明も亦兵を返し救ひしが、兩軍の殺傷相當り、遂に疲憊して互に退却せり。時に利長は三堂山に在りて朝食を喫せしが、遙に銃聲を聞きて戦の起れるを知り、將に使を發して之を偵察せしめんとせしに、會々連龍の來りしによりて狀を知るを得たり。利長乃ち箬を投じて起ち、直に小松城を抜かんと欲し、利政も亦轡を並べて進みしも、路にして戦の既に終れるを聞き、三堂山に還れり。

此の殿を太田但馬心懸けしに、何れも老人共の相談にて長九郎左衛門に相極まれば、但馬守腹を立て、九郎左衛門に手をとらせん爲、本道を淺井細手へ懸り押へんと云ふ。何れも此の儀に同じけり。松平久兵衛是を聞きて、若輩として指出たる儀如何に候へ共、敵の城下を通らんには構なく通す法やある。小松より打出で思ふ儘に沼田へ追込み討取るべし。其時は難儀なるべし、三谷へ懸りて引取り給へと申しければ、山崎閑齋

・太田但馬・高山南坊・長九郎左衛門申しけるは、たとひ小松より出づると何程の事のあるべき、久兵衛若輩にて推參也とありければ、久兵衛腹立し、此の度一番鎧にて面目を雪がんと心懸け、八月九日の巳の刻に御幸塚より前後の勢を引率し、本道を押へ来るに、小松人数も見えざりけり。太田但馬は久兵衛が思はく違ひたりと云ひも果てぬに、小松勢大領野より數百騎討つて出づる。金澤勢は弓手も妻手も沼田と湖水との間、道幅せまし、大軍にて引く程に、散々に討ちなされ、長・山崎兩人の手の者、残り少なに討死す。小松方江口三郎左衛門・松村孫三郎一番に進み、長の家屋小林平右衛門と相戦ひ、團七兵衛横合に來て小林が首を取る。長の中腹をすゑ兼ね、長右衛門佐・堀内意周・八田喜左衛門・鹿嶋地六左衛門・已上五人死物狂に火花を散す。小松方團七兵衛・坂井彌五左衛門・古田五兵衛・佐々太左衛門、此者共はんくわいが勇をなす。淺井口へは坂井與右衛門・大屋與左衛門、山代橋口へは拜郷次太夫・成田助九郎・不破左兵衛・宮田小兵衛・安彦左太夫、関を揚げて突懸る。利長公の士松平久兵衛一人鎧を構へて一番にふみ留る、小松勢も踏止りける。然る處へ水越縫殿・岩田傳左衛門・大野甚丞・井上勘左衛門續いてふみ留り鎧を合す。上坂主馬暫く過ぎて來る。太田但馬・奥村因幡・奥村河内馬印を押立て横合より弓鐵炮打たせ皆々見物す。誠に晴がましき戰場古今稀なる次第也。小松方拜郷次太夫は討死し、不破左兵衛は鐵砲にて打落さる。上坂主馬・井上勘左衛門・岩田傳左衛門もみ立て、小松勢を追込む故、小松の兵共何れも引入りける。

一、寛文元年九月十九日之朝、殿様南淺井に御越被爲成、此節大領村彦左衛門与申者、淺井細手合戰之首尾、若年の時分見届申候由に而、其趣を南淺井村九郎兵衛・北淺井村久兵衛兩人罷出申上候口上之趣、且又年寄申候者共之物語承傳申候品々、過日書くわへ申候覺書左之通

一、肥前守利長様大聖寺より御歸陣之節、小松之城より丹羽五郎左衛門様人數御出し、於淺井御合戰御座候。慶長五年庚子八月九日辰之刻にて御座候

一、龍が馬場より丹羽五郎左衛門様御出被成一ツ屋村より大領村へ御うつり被成と承及候。龍が馬場は往還筋今江村ぬまだの際を申候。一ツ屋村と申者大領中村を申候

一、利長様しんがりは長九郎左衛門尉連龍様にて御座候。八月八日申之刻今江村御幸塚へ御着被成候。九日辰之刻今江村領之内早松之東にて、丹羽五郎左衛門御家老江口石見殿と御合戰御座候。兩方之御人數手負討死あまた御座候。南淺井村南の畠下より二拾間ほど南の方に而、九郎左衛門様御家來討死の人々

長	中	務殿	小林平左衛門殿	堀内一秀殿
隱岐	覺右衛門殿	鹿島路六左衛門殿	鈴木權兵衛殿	
八田	三助殿	岩田新助殿	柳彌平次殿	

右之人々、此所にふみ留り散々に相戰、二度まで小松勢を追くづし、手々に首を御取被成、其後御討死被成候。此時小松方には雜賀兵部殿・寺岡勘左衛門殿・松村孫三郎殿其外數多討死御座候。小松方澤次郎左

衛門殿・深町九郎兵衛殿、其外手負數多御座候

一、山代橋近邊にて長九郎左衛門尉様・同安藝守様、此所に而可返合所なり、かへせくと御馬を乗まわし、御下知被成、橋より三拾間ばかり東に御備を被立小松勢を御待被成、太田但馬守様茂此所に御人數御立被成候

一、山代橋より二拾間計西之方に而、兩方之御人數出合、亦御合戰御座候。小松方拜郷治太夫殿・不破李兵衛殿其外數十人討死被成候。金澤方討死被成候人々茂數多御座候。松平久兵衛様此所に而鏑御合せ、御手柄御座候。九郎左衛門御人數にて、小松勢を橋より一町ばかり追かへし被成候得者、後陣より崩さわぎ立候而、小松方敗軍にて引退申候に付、九郎左衛門様御父子様共本郷へ御引取被成候。太田但馬守様茂此所に而小松勢を追散じ、御手柄御座候。惣而金澤勢討死三拾餘人之由に御座候。小松方討死七拾餘人に而御座候。最初は小松方きおひ申様に見え申候得共、後は小松方追返され、備崩れ、敗軍に成、討死之人々數多御座候。

一、山代橋、長二間三尺計、幅四尺計之板二枚にて、昔はかゝり居申由に御座候。

(大領村藤右衛門家傳書)

丹羽長重は淺井殿の戰に一撃を前田氏の軍に加へて、父祖の武勇を辱しめざるの誇を感じたりしと雖も、又靜かに天下の大勢を觀する時は、大聖寺の山口氏既に倒れて輔車相依ること能はざるに至りしのみならず、南越の青木秀以等亦深く憑むに足らず、之に加ふるに徳川氏の勢威益旺盛なるものあるを以て、寧ろ前田氏と親睦するの有利

なるを悟りしが如く、八月二十二日その臣種橋宗兵衛を遣はし、家康の臣西尾隠岐守・同藤兵衛に書を賜はりて利長と和平の意ある事を述べ、爲に周旋せん事を求めたりき。然るに未だ何等の回答を得る能はざりし間に、前田利長は徳川家康の催促に接し、九月十一日軍を率ゐて金澤を發して南進の途に上り、岡島一吉・横山長知をして書を長重の老臣に致さしめ、互に和親せん事を懇願したりしを以て、長重は時宜に従ひて處置すべきを老臣に一任せり。而して種橋宗兵衛の齎したる書翰は漸く九月十三日を以て岐阜に於て手交する事を得たりしが、家康はその請を容れ、且つ長重の利長と共に南進して、越前に於ける西軍諸將を討たんことを欲し、同日答書を宗兵衛に與へ、之と同時に又書を土方雄久に送り、彼を介して利長に勸むるに現下の急に應ぜんが爲、長重及び青木秀以と成を行ひて軍を進むべきを以てせり。宗兵衛の小松に向ひて發途せるは十四日に在るべし。

御懇札委細令得其意候。加賀中納言と御同意可被成由満足存候。斷申越候間早々御入魂被成、越前表へ御手合尤候。今日岐阜へ着陣申候。頓而凶徒等可討果候間、可被御心安候。恐々謹言

九月十三日

小松 宰相殿

家康 在判

(丹羽家年譜)

既にして利長は進みて三堂山に陣せしに、長重の老臣坂井與右衛門・江口三郎右衛門・大谷與兵衛等、命を受けて利長の營に至り和を請へたり。利長之を延見し「和議既に成る。宜しく舊怨を一洗せざるべからず。是を以て我は舍弟猿千代を出して質たらしめんとす。卿等歸りて之を宰相に告げよ」と、乃ち三使を饗し、各賜ふに太刀を以て

せり。次いで十八日利長の小松に入るや、長重之を懸橋口に迎へ、後誓書を交換し、利長は約を踐みて猿千代を小松城に送りしに、長重之に報するに弟左近長紹十八を以てし、坂井・江口・大谷及び長重の叔父九兵衛秀重も亦各質を出して、長紹と共に金城に赴かしめき。

(慶長五年)

おさる様丹羽五郎左衛門殿人質に御越被成候。坂井與右衛門奉預被成御座候内は、まるりものはいつとても、長重鬼をいたされ被進之候。成ほど〳〵大事に御かけ被成候事。

(微妙公御夜話異本)

或時御咄之時分左門(品川)中村久越に御意被成候は、身共幼少之時小松丹羽五郎左に人質に參候而居申候由被仰候得ば、久越申候は、御前様杯人質に御越被遊候儀も御座候哉与申上候處、五郎左は其時分此方之敵に而候。五郎左も親程にはなく候得共、是も唯者に而は無之候。信長之時分は大名に候得共、關ヶ原之時節は加州之内に而拾貳萬石取被申、大名之筋に而候故、其時分侍四百計所持被仕候。拾貳萬石にて四百之侍を持候儀は不成事に候。第一小松之城宜候故、中々存様には成兼候に付而、和睦して人質取替申候。其時我等儀小松に參候。又あなたよりも人質を被指越候。其頃我等幼少に候故、五郎左殊之外かはゆがられ、梨子之皮を自身取候て賜候。我等之顔をつく〳〵と見譽被申、御仕合能可有御座候、御目之内宜敷与被申候

(微妙公御直言)

一、お犬様小松へ御わたましつき申衆

一、奥村伊豫守御もり

一、岡嶋備中・奥村河内・横山右京・津田遠江此外御陣之刻被召出新座衆、不殘小松衆に罷成候

(象賢紀略)

斯くて利長は明日を以て南進せんとせしも、焉んぞ知らん乾坤一擲の大快戦は、既に十五日を以て關ヶ原に於いて決行せられ、この時東西の勝敗全く定れる後にありし事を。十九日利長、丹羽長重を先驅たらしめて越前に進み、後關ヶ原の決戦を知れり。利長の天津に至りし時、長重も亦之に隨へり。利長乃ち長重の爲に領土の安堵を請はんと欲し、その調を家康に求めしに、家康は明日相見えん事を約し、而して遂に約を果さざりき。丹羽年譜によれば「長重上意に逆らひ奉るの事ありて調し奉ること能はず」と云ひ、その事件の内容を詳知する事能はずと雖も、畢竟家康の常套手段に陥られたるものなり。

利長はいそぎ立て、近江の國にて神祖に拜調す。關原軍終ての後、諸將の功罪を糺明ありしに、長重陳じけれど重き罪にも行はるべしと聞えたり。時に利長この事を聞、かくては吾こそ長重をたばかつて誅せしめしなど人の評論うけん事弓矢とつでの耻辱ならめとおもひ、かれが罪御免あらんことをしば／＼なげき申せしかば遂に聞召ひらかれしかど、加賀國をば既に利長にたまはりしゆゑに、長重は所領失て江戸にまゐり芝浦の邊に籠居して五郎左衛門と稱したり。

(徳川實記)

丹羽長重小松城に在りしこと凡て四年なり。當時在住の家士の中詳なる者を列擧すれば左の如し。

坂井與右衛門直勝	一萬石	後前田家士
江口三左衛門(石見守)	一萬石	
大谷與兵衛允秀	五千石	泉岳寺ニ隨從
丹羽九兵衛秀重	五千石	伯父、泉岳寺ニ隨從
丹羽掃部右政	三千石	泉岳寺ニ隨從
南部無右衛門	二千石	三州志、按ずるに寄食の浪士也
永原實寶院松雲	千石	後淺野寺長家士
上野左兵衛時勝	九百石	三州志、按ずるに善く軍利を言ふ者にて云々
成田彌左衛門正成	八百石	泉岳寺ニ隨從
松村孫三郎	八百石	後前田家士、四千石
種村嘉右衛門		小將使番
荒井藤三郎		小將使番
岡田次郎右衛門		
丹羽左近長紹	五百石	弟、泉岳寺ニ隨從

丹羽五郎右衛門長清
 小澤次郎右衛門守隣
 大谷右馬之助秀成
 種橋宗兵衛清章
 坂井大學相有
 長谷川瀬兵衛當行
 上田太左衛門
 岡田縫殿助
 村松孫四郎
 松村彌三郎
 團七兵衛
 古田五兵衛
 佐々七兵衛
 佐々太左衛門
 坂井五左衛門
 拜郷治太夫

五百石
 四百石
 三百石
 二百七十石
 二百三十石
 二百三十石

泉岳寺ニ隨從
 泉岳寺ニ隨從
 泉岳寺ニ隨從
 泉岳寺ニ隨從
 泉岳寺ニ隨從
 泉岳寺ニ隨從

淺井噉討死
 後前田家士、七百石淺井噉ニテ小林ヲ討取
 淺井噉ニテ長ヲ討取
 淺井噉ニテ沖ヲ討取
 淺井噉ニテ鹿島路ヲ討取
 淺井噉討死

安彦清右衛門(後左馬)

成田助九郎三政(後半右衛門)

不破奎兵衛
 宮田小兵衛
 櫻井源太
 不破與左衛門
 不破八右衛門
 水岡越後
 澤(野)治郎左衛門
 森(野)治左衛門
 會根宇左衛門
 櫻井(木)助左衛門
 西脇左門
 荒田民部
 雜賀兵部
 寺岡勘左衛門

後前田家士
 後前田家士
 淺井噉討死

淺井噉ニテ林ヲ討取
 淺井噉ニテ鈴木ヲ討取
 母衣ノ士
 母衣ノ士
 淺井噉ニテ八田ヲ討取

淺井噉ニテ討死
 淺井噉討死

丹羽長重は丹羽五郎左衛門尉長秀の男なり。長秀は織田信長に隨ひて常に一方の大將を賜り、向ふ所破れずと云ふ事なく。信長の御内にして丹羽柴田知らずと云ふ事なく、秀吉も初め彼等が名を慕ひて羽柴と名乗りしなり。天正十一年柴田勝家滅びてより、若狭近江の所領に越前及び加賀二郡を賜り百萬石とも云を領し、越前北莊城に居す。天正十三年四月長秀自ら腹切て死し、年五十一歳なり。

長重十五歳にて家督を繼ぎしが、其の臣成田彌八郎等秀吉を除かんと議したれど、長議に時を移して秀吉の知る所となり、成田は刑せられ、閏八月長重は越前加賀の領地を放たれ、若狭八萬石となる。更に天正十五年秀吉は長重の封を松任四萬石を以て之に代ふ。これこの年長重か秀吉の西征の役に従ひし時、その從臣にして軍律を犯すものありしに因るといふ。文祿四年參議に任じ從三位に叙せられ、慶長二年小松城に移りて十二萬石を領し、加賀守を兼ね。此の時家老坂井・江口は各一萬石を秀吉より賜ふ。

關原役後潜かに上洛して大徳寺に入り、次いで鳥羽に住みしが、六年二月將軍秀忠の内旨を受けて江戸に至り、高輪泉岳寺中に蟄居す。左右の士十三人小松より隨從せるなり。八年十一月赦されて常陸國古渡の庄一萬石を賜り、大坂役の功によりて二萬石となり、元和八年正月陸奥國棚倉五萬石に昇り、寛永四年二月白川の城を賜つて十萬石を領す同九年家光將軍宣下の時參議に還任し、同十四年閏三月六十七歳にて卒す。

第四章 利常隱居以前

慶長五年九月二十八日前田利長大阪に入りしに、家康は北國平定の恩恵として十月十七日を以て、榊原式部大輔康政を利長の第に赴かしめ、能美郡石川郡の丹羽長重の遺領、江沼郡の山口氏の舊領を併せ領せしめき。

初め小松城に前田對馬守長種が城代たりしが、其の着城の年月明瞭ならず。或は前に人質たりし猿千代並に前田對馬ありて、慶長十年猿千代即ち利常が利長の嗣となりし後、對馬のみ城に置かるといひ、或は慶長十一年よりとなし、又慶長十九年十月利常大阪役出陣の時よりともなす。然し丹羽氏無き後長らく人なき筈なれば、名は何なりとも前田對馬初より在城と推知される。長種の後は美作直知・對馬直正・佐渡孝貞と歴世相繼いで城代たり。其の間四十年間に亘るも事績甚だ不詳にして、城代に關係ありと推知される文書は左の四通のみなり。

能美郡小松八幡之地目録

千三百九十二歩

道堀共に宮屋敷分

三反五十歩

社領上中之田五ヶ所

右條爲御意、小松三日市領永代打渡す所如件

元和二年十月二日

中川 宮内判

上村 八左衛門判

神主富岡八郎右衛門殿

不破孫六判
上坂久兵衛判
岸主計判
櫻井丹助判
渡邊角右衛門判

(御印目錄寫)

能美郡小松三市之内、播磨皮多居屋敷七百六十六步之所、右御會所御指圖を以相渡す所如件
寛永十一年九月十九日

播磨皮多次郎左衛門
善右衛門

中村新左衛門判
吉田伊織

(加賀古文書)

追而町中より書上候帳相そへ遣し候以上

内々被仰渡候。小松に而賣買仕候絹、直賣直買之分は不殘五りんはね、銀子を以寛永十一・十二・十三年算用、銀子取あつめ、當月廿日巳前に拙者共に請取候得と、昨日志摩守様より被仰渡候。肝煎中の其段可被仰渡候也

(寛永十三年)
子十二月廿七日

松原權兵衛判
寺岡又兵衛判
神崎五兵衛判
春日三右衛門判

(小松舊記)

宮丸屋次郎兵衛殿
(以下十名略)

其地町中より出し候絹改ニ付而、杵屋・升屋兩人に被下候七百目御給銀、此巳前より如有來、絹役御納所之内を以可被下由被仰出候條、其旨可被仰付候。委曲御使口上申渡候。恐惶謹言
(寛永十四年)
丑三月廿五日

前 志摩守様人々御中

横山城守
本安房守

尙城地所々に竹藪あり。之は利常以後に於ても年々竹卷を行ひ來りたるものにして、その繁茂は異常にありし如し。左の文書は之を示すと共に、その爲の一の悲劇たるべし。

竹藪は丹羽長重以前より代々根組深くして、切りすかす事度々に及べり。然ればさしてあやまりにも不可成と何れも申しけるに、前田志摩内に樹木を伐り竹を剪り屋敷をあらしたるよし、利常公被聞召殊の外御立腹にて、御吟味中々きびしくなりて、矢野治左衛門其の中に多く竹を切りたる由にて切腹仰付けらる。

前田長種は長定の嫡男、天正十九年生まる。初名與十郎、後甚七郎。初諱勝安。初め織田信長に仕へ、尾張蟹江城に住し後前田城に移る。天正十二年加賀に來り利家に隨ひ、一萬石を賜ひ能登所口城に留守し、十四年利長越中守山に移りし時之に隸して二千石を加へられ、翌十五年秀吉の九州征伐に利長參するや長種は守山に留まず。又十八年の小田原役には前田安勝等と尾山城に留守し、慶長四年富山に移りて三千石を加ふ。慶長六年九月秀忠の娘珠姫利常に嫁すや、その乘輿を越前金津にて受取り、同年從五位下に叙し對馬守に任ぜらる。小松に移りてより更に五千石を加へ、通計二萬石を領す。寛永中(五年以後)致仕し、薙髮して源峰といひ、知行の内五千石を嫡子直知に、四千石を次子長時に配與し、自ら隱居領として一萬石を食み、八年三月十一日小松に卒す。享年八十二。法號常徳院、金澤玉龍寺に葬る。

前田直知は長種の嫡男、天正十六年生まる。初名美作、後内記、初諱直長。前田利長の時召されて五千石を受

け、寛永中父長種致仕せし時、その領五千石を配與せられて一萬石を領せしが、後致任して六千五百石を長子直正に、千五百石を三子志摩孝成に配分し、二千石を隱居領とす。寛永七年九月二十三日歿す。享年四十四。法號廣園院、玉龍寺に葬る。

前田直正は直知の嫡男、慶長十年生まる。初名左兵衛。父直知の致仕せし時、六千五百石の配與を受け、寛永七年直知歿するに及び二千石を襲ぎ、八年祖父長種の一萬千石を併せ、同年弟孝知が町野長門守幸和に養はれたるを以て、亦その前領千五百を併せ、合計二萬千石となる。因りて直正は、三千石を弟權左恒知に、千石を同姓八兵衛長政に領ち殘餘の一萬七千石を領せしが、同年閏十月十七日江戸に歿す。享年二十七。法號清養院、江戸慶高寺に葬る。

前田孝貞は直正の嫡男、寛永五年四月生まる。初名長松丸、後對馬・佐渡。切諱孝憲。寛永八年直正歿し、孝貞尙幼なるを以て、遺領一萬七千石を叔父志摩孝知に管せしめ、二十年十二月其の内一萬石(内千三百石與力知)を孝貞に賜ひ、七千石(内八百石與力知)を孝知に授けらる。然るに正保二年光高薨後孝知遁世し、名を了心と改めて高野山に上りしを以て、八月七千石を孝貞に返し賜はり、慶安三年十一月二千石(内千石與力知)を加増せられ、寛文九年三月又二千石を増して、合計二萬千石を領し、内三千百石を與力知とせらる。元祿四年十二月二十六日從五位下佐渡守に叙任し、五年正月二十五日駿河守に改め、十年六月朔日致仕して三千石を隱居領とし、十四年七月六日薙髮して源隨と號す。寶永四年八月十九日卒す。享年八十。法號直指院、玉龍寺に葬る。

祖心尼と申すは牧村兵部大輔光重の娘也。利家公御念頃なる故御養女に被成、前田源峰の惣領美作へ嫁娶被

仰付男子數多出生也。左兵衛・熊之助・孫九郎三人祖心の腹也。
 美作は後に内記と申しける。長九郎左衛門頼連の妹を後の内室に被仰付、内記死去の後竹嶋に屋形を立て住居ありし故竹嶋殿と申し、金澤へ引越し法躰す。
 美作惣領左兵衛又對馬と申しける。安見隠岐掣也。熊之助は今枝民部の掣也。娘一人ありて熊之助早生也。左兵衛卒去ありければ子長松丸と申して幼少也。孫九郎後見にて家を治め、成長の頃利常公御隠居の二年目に、長松を對馬に被成一萬石、孫九郎は志摩に被成て千石被遣。(七千石) 志摩弟長次郎(三千石)を權之助に被成、其の弟を主水に被成、何れも御知行被下けり。根本長松の御母は利常公の姫君也。

(三壺聞書)

第五章 利常隠居時代

寛永十六年六月前田利常幕府に請ひ、その領地八十萬石を長子光高に譲りて家を襲がしめ、自ら小松城に退老して、越中新川郡及び能美郡の一部にて二十二萬石餘を養老領とす。而して今迄城代たりし前田長種の族は擧げて金澤へ搬宅す。

同年八月三日小松への從傳馬回士命ぜられしは岡田隼人千石 岡田五郎右衛門二百石 横地善九郎三百石 大平左馬助五百五十石 島田清右衛門二百石 小川文兵衛百石 古澤左門百石 今枝與右衛門千石 山本又四郎二百石 岡島忠右衛門二百石 出野八郎左衛門二百石 寺尾太郎兵衛二百石 村助左衛門五百石 近藤市左衛門四百石 九里五兵衛五百五十石 速見武左衛門二百石 九津見傳兵衛二百石 三好吉左衛門二百石 中孫右衛門三百石 上村八左衛門二百五十石 笠間傳兵衛二百石 荒尾平左衛門二百八十石 匹田半兵衛百石 前田八左衛門七百石 にして、尙同日小姓三反崎孫市・菊田伊兵衛・長瀬新九郎・齋田彦助・喜多岡半兵衛・今村助太夫・小川平右衛門・津田左衛門・新七郎左衛門の九人が命ぜらる。八月七日には奥野主馬五千石。八月二十四日には津田玄蕃一萬六百石 青山豊後七千七百石 永原土佐七千石 寺西若狭七千石 小幡下野七千石 神尾主殿六千石 前田左馬五千十八石 葛卷隼人五千五百石 松平右馬助四千石 内藏助三千五百石 前田長二郎三千石 小幡右京三千石 大橋市右衛門三千六百石 成田半右衛門三千石 野村左馬九千五百石 の人持が命ぜられ、九月三日には更に茨木小刑部・本保加右衛門・有賀縫殿助・本保大藏・不破内記・長谷川大學・有澤太郎左衛門・齋藤中務・河原兵庫・中村次郎兵衛・平岡志摩・佐藤兵部・岡嶋兵庫・大窪覺兵衛・水野小兵衛・松田太兵

衛・小寺甚右衛門・建部九郎兵衛・佐々伊左衛門・辻平之丞・伴無理兵衛・永原内膳・河合傳次・板津八兵衛・大島五郎右衛門・福田彦左衛門・加古左太夫・河合數馬・白井三郎左衛門・横井宗左衛門・板津左兵衛・島九左衛門・平野善左衛門・野村半兵衛・細井彌左衛門・瀬川五郎兵衛・遠藤數馬・津田與三郎・遠田勘右衛門・竹屋彌助・村井左近・脇田助右衛門・丹羽伊兵衛・坂本七左衛門・成田左内・徳島清兵衛・吉田五兵衛・出野善太郎・神戸金太夫・山田半右衛門・櫻井新左衛門・神戸甚左衛門・原太左衛門・中尾宗兵衛・小島六左衛門・河島平左衛門・高田彌右衛門・坂田源兵衛・野村角丞・久田安左衛門・根來善左衛門・松崎左兵衛・千秋太郎左衛門・奥村太郎左衛門・杉本次郎左衛門・澁谷伊右衛門・上木七郎右衛門・廣瀬藤右衛門・橋爪半兵衛・奥村五兵衛・小谷甚左衛門・瀧長兵衛・田邊藤右衛門・佃源太左衛門・小林六左衛門・稻垣長兵衛・西尾主馬・川勝三右衛門・宮城内藏允・安彦兵部・橋爪五兵衛・安達五兵衛・寺内九左衛門・林九郎右衛門・武藤庄兵衛・稻垣三丞・小林豊右衛門・九里小左衛門・青木助丞・上木金左衛門・森口六右衛門・日比六兵衛・鷹栖甚右衛門・古江次右衛門等百四名が命ぜられ、略隠居附家士の決定を見たり。但し其後種々の變動ありしを免れず。

家士決定と同じ頃小松城の修築等、種々行はれて利常の番城の爲の準備を行へり。而して二の丸に建てられたる御假屋は後の式部に預けられたものにして、此處に三ヶ年居住し、その時には京町木戸より先を御城として取扱ひしなり。

(寛永十六年)
追付き江戸御飛脚頻に立ちて、瀧長兵衛小松へ罷越し御作事可申付由にて、長兵衛は小松へ参り、御城中へ入りて繩張を極め、堀・塀などを申付くる内に御繪圖等出來す。又追付御家中小松・富山・大聖寺の衆も相

極る。小松城には其の頃前田志摩(孝知)・前田長松(孝貞)・前田長次郎(恒知)・竹嶋殿のましますに、瀧長兵衛は御意に任せ、奥方並に露地以下まで走せ廻り繩張しくひを打ち我儘にす。家來の者共餘り成る仕形哉と存じけれ共、鼠も社に依りて貴しと云ふ如く、小松衆は是非に不及取る物も取りあへず家財を金澤より晝夜の差別なく持運ばる。先づ二の丸に御假屋を建て、御本丸の地形をならし、所々の堀をさらへ、橋を新敷掛けさせ、原五郎左衛門・分部卜齋・穴生の彌七、其外役人・足輕等入替り御普請し、來年御歸城切と上を下へ返して急ぎけり。御家中の侍屋敷御繪圖に任せ割符ありける故、町中も建替り、梯も公領橋も河上へ少し宛上げて懸直る

(三章聞書)

利常小松城到着迄の本丸番に就きては、利常より八月七日に發せられたり。

小松隠居所本丸番之儀野村左馬允・成田半右衛門申付候。面々與力侍爲番人相添可遣候。番替日數以下、右兩人相談に面可被申渡候。今度小松へ引越候人々家居之儀、縦ば五千石之身之者三四千石之居躰可然候。作業以下萬被造作候様に内々其覺悟尤候謹言

八月七日

肥前利常判

前田内藏允殿	小幡下野殿
青山豊後殿	神尾主殿殿
寺西若狭殿	小幡右京殿
野村左馬允殿	成田半右衛門殿

葛卷藏人殿
大橋市右衛門殿
津田玄蕃殿

三六

小松隠居所本丸番人之儀、我々歸國候間、成田半右衛門等兩人申付候條、一月替可被相越候。隠居へ召連候
與力侍中、一番に十五人宛替々相詰候様、堅可被申渡候。則頭中にも申遣候事に候、謹言

八月七日

肥前利常判

野村左馬允殿

(國事雜抄)

利常の隠居最初の歸國の時期に就き、三壺聞書には寛永十七年六月十日江戸發駕とし、越登賀三州志によれば六月七日とするも、他の記録より見て五月中下旬江戸發で六月上旬頃小松着とするを可とす。着城後直ちに家士の居屋敷を決定し之を配置せり。而して家士は翌七月にも未だ過半金澤に在りしなり。

寛永十七年六月十日江戸御發駕ありて、東海道より小松へ御入城也。光高公よりは箱根まで御膳を御拵へ、御辨當にて御泊りへ被上、御供中上下共にも被下けり。金澤より又關ヶ原まで出向ひ、御膳を上げ奉り、御供中にも被下けり。二十一日に小松二の丸御假屋へ入らせ給ひ、御城中の繪圖御覽被成、中土居に古市左近枇杷嶋に兒小將、三の丸に人持、其の外牧嶋・竹嶋・松任町・泥町・さうけ町・上牧・園村・小寺夫々御指圖にて引越し、町家に借家して作事申付け、其の年の内に大方移らる。神尾竹松・青山與三を被召寄て、

主殿・將監に被成、御家老に被仰付、前田長三郎を權佐に被成、寺西若狹を副て四天王と名付け、二の丸に並居たり。主殿病死の後へ山崎長門入替る。小幡右京・同下野・堀三郎兵衛をば三谷に置かせらる。爰は昔一揆の大將岸田常德寺居城して近郷を領せしに、信長追拂ひ給ひし時鶴川村へ退去す。三谷の脇に蓮臺寺と云ふ所あり。能き瓦土有之由聞召、三ヶ年以前に矢野所左衛門に被仰付、小屋を懸けさせられ、瓦大工忠右衛門に棟梁させ瓦を焼初むるより、小松御在世の間爰にて瓦出來す。御馬出には今枝與右衛門・原八承・吉田左近・福嶋武左衛門・栗田四郎左衛門・平岡志摩・岡嶋兵庫・一木逸角・岡田隼人・佃源太左衛門・半田五郎左衛門、三の丸後町にて淺野藤左衛門・小林豊右衛門・長谷川大學・稻葉道二・鷹栖松雲、牧嶋には前田内藏允・神戸藏人兄弟・西村右馬、葭嶋・竹嶋の内には松平治部・九里覺右衛門・大橋又兵衛・同市右衛門・前田七郎兵衛・宮部三右衛門・藤村英庵・建部九郎兵衛・笹田助左衛門・杉本次郎左衛門・武藤庄兵衛・野村半兵衛、海老町口には永原土佐・津田玄蕃、大領野に御馬廻七人、其外數百人屋敷取して思ひに作事を營み入りけり。御城中まで所々の船共入りければ、水つきにて濕地とは乍申、又少しは自由にはありけれ共、金澤より引越し一兩月もある内に、皆人癢を煩らはぬはなかりけり。

(三壺聞書)

宮越に令居住有之候かもうり舟三艘、安宅浦へ遣置、毎日之御膳、肴、網にても釣にても相調、小松御豪所へ可指上旨可申聞候。於無沙汰者可爲曲言者也

三七

(寛永十七年)
辰六月十六日

三八
山城判
河内判
因幡判

岡野彦左衛門
肝煎主計
同 三右衛門

(加賀古文書)

(承應三年)
私儀被召出候時節は、第一改作方之御用多御座候。其頃御仕置方之御用は、前田對馬孝貞・奥村因幡庸禮・津田玄蕃正忠、此三人に而御座候。本多安房政長も、小松に相詰候時分は、右三人と同席に罷在候。江戸御用は今枝民部近義定詰に仕相勤申候。金澤御城代は小幡宮内長次、其頃小松之御城代は前田内藏允知辰に而御座候

(微妙公御相言)

前述の如く城地の設計は瀧長兵衛の案に成り、之を丹羽長重在城の時に比すれば大に擴張する所ありたりといふも、其の擴張箇所は正確には分明せず。三州志に「白鳥塹も此の時掘らせらると云ふ相傳ふ。丹羽氏の時は今の本丸までにして、其餘は皆後に成ると云ふ」とあり。若し丹羽氏が城時より大變化ありとせば此の時期の外な

し、何故なれば幕府の一國一城制より見て不可能にして、小松城存在それ自身一の異例に屬すればなり。利常在城中時々修築を行ひしも、此の以後には大なる變化なし。而して利常歿後一部の破壊もあれ共舊態は略其儘にして幕末に迄續けり。

請取申銀子之事

一、八 匁 細木角丞判
一、八 匁 岡本善太夫判
一、八 匁 朱封也

右之銀子能州瀧村へ、御飛石見立に被爲遣に付而、一日に五分遣に被下、日數十六日分請取申所如件
寛永十七年七月廿二日

野村權右衛門殿
吉田七右衛門殿

(國初遺文)

小松に利常公御隠居。御城御普請悉く被仰付。此節那多寺御普請に事寄られ候御様子にて戸室石那多寺に有之候。小松御城に戸室石多く御取寄、大事之虎口に爲御積之由。右御石戸室山より宮腰に出し、船に而小松へ被爲遣候。橋杭爲御用長き石數本御取寄御座候處、其内就御逝去御塩藏邊に御座候

當年宮越より舟にて小松へ被爲成御取候竹木石、何色によらず、三ヶ國諸浦舟道中として、致割符可相届候。此外當年能登・越中より、小松へ參候竹木板等に至迄、三ヶ國かい役に致割符、甲乙無様に可相届候。若於致油斷者可爲曲言旨、從筑前守様被仰出候條、可成其意者也、

寛永十七年七月廿三日

山城守判
安房守判

加賀浦 能登浦 越中浦 肝煎中 舟頭中

(加賀古文書)

慶安三年六月より宮城内藏承りにて、市嶋左次衛門・岡本善太夫・池田長左衛門等に御露地小人御預け、毎日中土居へ御出被成御普請被仰付

(三壺聞書)

(慶安元年)
利常公小松へ御歸城ありて早々御用共被仰付。其の中に先づ本吉の御藏を小澤九右衛門・澤崎太左衛門に被仰付。其の用意共大形に出來の時分、小澤九右衛門に葎嶋御普請の儀被仰出惣奉行にて、其外小奉行數多被仰

付。

其の御書院の外は小笹原にて草深く、萩薄生茂りたるを地三尺削りて、捨土奉行近藤加左衛門五十餘艘の小舟を以て、赤土・黒土・砂・砂利並に石を運び入れ地形六尺盛上ぐる。惣廻り堀下の石垣は前田彌五作奉行にて杉野茂平・後藤奎兵衛・桑原彌七是を築く。人足は宮城采女方より二百人、小澤九右衛門二百人召抱へ、四百人の小人共毎日毎日罷出で、御意に應じて岸藤右衛門・市嶋佐次右衛門・池田長左衛門・山田九郎右衛門召連れ追廻し相勤む。宮城内藏助は能州より濱松のこびたるを積廻し葎嶋にて上ぐる。池上又右衛門は金澤へ被遣大名小名の嫌なく露地を見廻り、御意に應ずる木竹石等を宮腰へ廻し船にて葎嶋へ積廻す。金澤衆より石・植木・手水鉢・石燈籠思ひ思ひに進上す。分部卜齋・小原庄九郎御前をはなれず、木の立振を目利して御意を請けて植ゑさせける。分部伊左衛門は串野より松を見立て、數千本葎嶋へ舟にて積廻す。永原大學・建部九郎兵衛・九里覺右衛門・笠間新助其の外時に依りて上木金左衛門等にも御普請の事御頼み、御台所者共を召連れ御普請の助成せられける。其の外若き小將衆一人も不殘引綱に取付き、九里覺右衛門木やりにまかせ木を引き石を引き、其の懸聲天地もひどく計也。池のさやかかけ作の御座敷の數々、印子の金具・探幽の繪筆紙の及ぶ所にあらず。漸く成就し、金森宗和を初め金澤老中より次第次第に何れも御茶被下けり。追付き山代へ御湯治被遊、其の内江沼郡中の椿の木をとらせられ、葎嶋の惣廻り堀の内に植ゑさせらる。中村彌五郎・同小左衛門に葎嶋を御預け、足輕十人・小者二十人付置き、雪のふせぎ等仰付けらる。

(三壺聞書)

○ (慶安二年) 丑三月廿三日之朝於葭島御振舞事

前田三左衛門	前田出雲守	前田内藏允
横山左衛門	津田玄蕃	葛卷隼人
前田權助	青山將監	永原土佐守

一、先古御書院迄、日出以前何も罷出也。御門に鐵炮之者罷有、げた・からかさを渡、供之者不召連、是より小澤九右衛門案内被申候

一、五ツ時分新御書院へ利常様被爲入、荒木六兵衛方迄御案内に而、何れも御書院へ罷越、其節御露地之者、せきだ・からかさ面々に相渡

一、御禮喜齋を以申上候處に、是より南に御寺作之御亭有之、御精進日に、被成御座所に而候、可罷越由御意之事

(前田貞醇藏文書)

○ (正保三年八月) 利常公小松へ御歸城、御居間の脇に御座敷建てさせらる。御奉行佃源太左衛門に諸事被仰付、御大工伊右衛門・由兵衛指圖を上げ奉り御好出來、早々に急がせ給へば追付き戸障子繪様ともに光りかゞやく事也けり。

(三壺聞書)

○ (正保三年) 淺野藤左衛門御奉行ニ而、三丸橋御懸被成候。十一月十一日手斧始ニ而十六日成就仕候。渡り初者、同十九日海老町灰屋七兵衛仕候事

(小松史・史料篇)

○ 小松城廓廻等之事 (寶曆五年)

- 一、本丸廻 六丁五拾間三尺
- 一、同所亭 貳ヶ所
- 一、同所土藏 八ヶ所
- 一、同所鐵門 壹ヶ所
- 一、同所櫓門 壹ヶ所
- 一、同所長屋門 壹ヶ所
- 一、同所建坪 貳百拾七坪半
- 右亭・土藏・鐵門・櫓門・長屋門拾三ヶ所之建坪に御座候
- 一、本丸建坪 四百拾九坪
- 一、本丸櫓二重 壹ヶ所

上の重二間に三間、下の重四間に五間。右高さ土臺より上棟迄五間壹尺。但石垣高さ四方共三間二尺

一、同所平門

三ヶ所

一、同所橋

三ヶ所

一、同所堀

壹ヶ所

幅南の方二十七間半、北の方十七間、東の方拾二間、西の方拾四間。深さ南の方五尺、北の方三尺、東の方三尺、西の方五尺。

一、二之丸廓廻

六丁拾間

一、同所土藏

五ヶ所

一、同所櫓門

三ヶ所

一、同所長屋門

壹ヶ所

一、同所建坪

貳百九拾二坪

右土藏・櫓門・長屋門九ヶ所之建坪に御座候

一、同所平門

壹ヶ所

一、同所橋

壹ヶ所

一、同所堀

壹ヶ所

幅北の方拾六間、東の方拾間。深さ北の方三尺、東の方六尺

一、三之丸大手物廓廻

八丁拾六間

一、同所侍屋敷

四ヶ所

一、同所建坪

九百貳拾九坪

右は侍屋敷表向より勝手迄之分に御座候

一、同所平門

壹ヶ所

一、同所橋

貳ヶ所

一、同所堀

壹ヶ所

幅南の方七間、北の方拾六間半、東の方六間半、西の方拾間。深さ南の方四尺、北の方六尺、東の方六尺、西の方四尺

一、中土居廓廻

九丁拾間

一、同所土藏

七ヶ所

一、同所長屋門

壹ヶ所

一、同所建坪

百拾八坪

右は土藏・長屋門八ヶ所之建坪に御座候

一、同所平門

壹ヶ所

一、同所橋

壹ヶ所

一、同 所 堀 壹ヶ所

幅北之方二間半、西之方拾六間、南之方二間半。深さ三方共六尺

一、葭嶋廓廻 八 丁

一、同 所 長 屋 壹ヶ所

一、同 所 土 藏 三ヶ所

一、同 所 侍 屋 敷 壹ヶ所

一、同 所 櫓 門 壹ヶ所

一、同 所 足 輕 屋 敷 壹ヶ所

一、同 所 建 坪 三百四拾五坪

右は土藏・櫓門・長屋、並侍屋敷・足輕屋敷七ヶ所之建坪に御座候

一、同 所 平 門 貳ヶ所

一、同 所 埋 門 三ヶ所

一、同 所 橋 壹ヶ所

一、同 所 堀 壹ヶ所

幅南之方四拾貳間、西之方八拾五間。深さ南之方四尺、西之方五尺

一、枇把島廓廻 六丁拾三間

一、同 所 侍 屋 敷 貳ヶ所

一、同 所 足 輕 屋 敷 五ヶ所

一、同 所 建 坪 五百五拾坪

右は侍屋敷・足輕屋敷之建坪に御座候

一、同 所 橋 壹ヶ所

一、同 所 堀 壹ヶ所

幅北之方七間、東之方貳拾六間。深さ北之方二尺、東之方三尺

一、外 堀 三ヶ所

幅拾間、長さ三百間、深さ壹尺 壹ヶ所

幅九間、長さ三百六拾間、深さ三尺 壹ヶ所

幅拾三間、長さ三百間、深さ三尺 壹ヶ所

一、同 所 橋 壹ヶ所

一、城 内 井 戸 數 貳拾三ヶ所

一、城 内 屋 敷 數 拾四ヶ所

一、城 外 廓 廻 貳拾四丁

一、同 惣 門 數 三ヶ所

一、惣 矢 狹 間 貳百拾六
一、惣 鐵 炮 狹 間 七 拾

一、城附之武具米穀金銀無御座候

武具は所持之内より遣置申候

一、手前用米城内に指置不申候

一、役所無御座候

所持之道具城内外に指置候分左之通御座候

一、旗 纏 馬 驗 三百五拾本

一、鑓 四千七百貳拾本

一、薙 刀 百五拾振

一、中 卷 百八拾振

一、具 足 七千九百五拾領

一、弓 千五百張

一、矢 柄 貳拾七萬筋

一、矢 根 貳拾七萬本

一、鐵 炮 四千五百挺

但玉目百目より二匁五分迄、玉數は員數に應じ致所持候

一、小松之城外には武具指置不申、右武具之内を指置候

(金城深秘録)

覺

一御櫓臺石垣下東之方拾間五尺五寸、南之方拾壹間、西之方拾間五尺五寸、此内ニ幅九尺登リ五間五尺、石數貳拾貳之石段有。北之方拾壹間。

一石垣之上東之方拾間八寸、南之方拾間五尺三寸、西之方拾間八寸内九尺、石段北之方六間貳尺八寸、但石段之分間尺指除ル。

一御櫓臺地面より石垣高サ三間壹尺五寸計

一同石垣之上より御櫓箱棟迄五間壹尺計

一同所奥之御間御疊八疊

一同御次之間御疊四疊内御床疊長サ六尺壹寸、幅貳尺壹寸五分、四疊壹疊長サ三尺九寸、幅貳尺九寸五分

一同所下之御階子長サ壹丈四寸、幅貳尺六寸三分、但階子之子九ツ

一高欄高サ壹尺七寸五分、此上リ口行間四尺貳寸五分、梁間貳尺六寸三步

一同上之重之御階子長サ壹丈幅貳尺三寸、但階子之子九ツ、高欄高サ壹尺八寸、此上リ口行間三尺六寸、梁

間貳尺八寸三步

一 二階御寄地面より屋根箱欄迄、三間四尺斗。

一同所御疊拾五疊内

御上段御疊長サ五尺九寸幅貳尺六寸、切疊三疊、但壹疊も長サ六尺三寸、但切合候處之長サ五尺四寸幅三尺壹寸五分、切合候所之幅貳尺五步、壹疊は長サ五尺四寸幅貳尺壹寸五步、壹疊ハ長サ貳尺七寸幅壹尺八寸五步。

右御檜臺二階御亭高サ並御疊數等如此御座候。以上

(元文五年)
四月 廿 日

岡部 岸 右 衛 門

津田 久 左 衛 門

前田 大學 様

(小松史・史料篇)

城地以來の場所にも所々建築せしも、皆大名らしき趣味のものにして小松城との關係薄きにより、その古文書を列擧するに止める。寛永十九年三又御亭、同じ頃那谷觀音、承應元年葭島に茶室二、同二年愛宕社、明暦元年の天満宮これなり。

(寛永十九年)

三俣に御亭を被仰付、或は土居の御普請、葭嶋の御花畠等被仰付出來す。池上又右衛門・横地善九郎預り裁許す

(三壺聞書)

(江戸發愛宕安五年四月下旬)
今度江戸より御歸りの節、御大工伊右衛門を山崎へ被遣、遠州指圖の數寄屋を指圖被仰付、御大工八右衛門を南都へ被遣、利久指圖の數寄屋をうつさせ、直に上方より小松へ歸着す。此の二つの數寄屋を、九里覺右衛門と山本清三郎に被仰付、其の年秋中かけて作らせらる。御横目に篠原大學を被仰渡、作事毎日見廻り申さる。利常公毎日御出被成、山崎松屋源三郎數寄屋と遠州座敷と申しけり。其の時山本清三郎に百石の御加増にて二百五十石になり、御小將組に被仰付也

(三壺聞書)

愛宕本社御材木之注文

ふしなし草檜

一 貳拾八本 長サ貳間六寸角 柱桁横出代たる木

一 參拾枚 草檜板 裏板作見板敷板縁長押切縁箱棟

拜殿御材木之注文

草檜

一 貳拾四本 長サ貳間六寸角 横足もと上敷持縁かつら短柱

- 一 拾七本 同 柱桁長押
 - 一 三拾三本 同 野□すみ木小屋桁布裏かや覆
 - 一 三 長サ貳間半六寸角 天井縁長押
 - 一 六拾八枚 草槇板 たる木裏板作見敷、板かへ板天井板ひら木とみ箱棟
 - 草 槇
 - 一 壹本 長サ貳間半平物 本社拜殿破風
 - 何木ニ而茂
 - 一 貳本 長サ貳間末口六寸野物
 - 一 七拾五丁 丈木 本社同拜殿之ふき板野木舞
- (慶安四年)
二月十九日

善 右 衛 門
太 右 衛 門
半 次

右之注文藤左衛門様より御渡被成候間、木屋中の寫渡申候

(小松史・史料篇)

明暦三年には、小松掛橋の河端に天満天天堂を御建立被成。御本尊は悉くも菅相承の御自筆に遊ばし置き給

(三壺聞書)

ひけるを御求めありて、久々御秘藏被成置、山本彌次右衛門を御使として京都にて表具被仰付此の堂に安置せられたり。御大工山上善右衛門に指圖被仰付、善盡し美盡し御造營被成。成就の時松・梅・櫻の植木共並に神前金燈籠其の外の具足共思ひ思ひに御家中より寄進あり。

小松城考に云、明暦元年天満宮を梯河濱に新に建立なり。本社は良匠山上善右衛門に命じ、京北野天神社狀を四分之一に縮造すと云。奠器も亦北野の諸器を模作し寄納あり

(金澤古蹟志)

利常小松城に在る事凡そ二十年間なれ共その半は參觀の爲に江戸にありしなり。而して今小松居住期間を列記すれば左の如し。

- 1、寛永十七年六月より十八年三月中旬
- 2、寛永十九年五月より二十年三月
- 3、正保元年五月より二年二月十五日
- 4、正保三年八月二日より四年三月十九日
- 5、正保五年五月下旬より慶安二年三月中旬
- 6、慶安三年五月二十八日より四年三月

- 7、慶安五年四月下旬より承應二年春三月
- 8、承應三年五月より明暦元年三月中旬
- 9、明暦二年五月より三年三月二十一日
- 10、萬治元年九月二十三日より

利常は江戸城天守台の築造と嫡孫綱紀婚姻の二大事を終りたる後、頗る心に安んずる所あり、萬治元年九月十一日江戸を發し、二十三日小松に歸りしが、十月十一日玄猪の祝賀を擧げ、その夜八ツ時分腦溢血を發して暴かに薨去せり。之を以て忌辰は十二日とせらる。時に年六十六。法諡して微妙院一峰充乾といふ。後明治四十二年九月從二位を追贈せらる。斯くて火葬場を能美郡三宅野に決し、小松國松寺に於て内葬し、山本彌次右衛門の持參せし高野山常燈の火を以て之を燒く。後十一月六日より十二日迄金澤寶圓寺にて御法會を執行し、後遺骨を高野山に納む。利常に殉死せしは品川左門雅直三千石、原三郎左衛門二百五十石、堀作兵衛善勝百石、古市左近胤重三千六百三十石、於國松寺、竹田市三郎忠種三千五百石、於小松本成寺にして、薙髮せしは山崎虎之助千石、國澤庄次郎(主馬) 千石、杉江兵助八百石、別所三平千七百石等なり。

利常公の民政上特筆すべきは改作法にして、これ小松在城中の事なり。この改作法にて加賀藩の基礎が築かれしなり。其他在城中領内の産業にも力を致し、製茶・桑樹・養蠶・植麻・植蘭等の現今郡内の特長ある産業はこの時を以て發し、機業の如きも其の發達を計り、刀工兼卷を召致せしも此の時なり。而して小松町の整頓も村上氏・丹羽氏と代々行ひ來りしと雖も、利常時代に現今の状態が完成せしなり。今之を寺院に就きて見るも、利常時代に他

地より小松に召來せられしは長圓寺・上宮寺・正覺寺・興善寺にして、移轉せられしは勸歸寺・法界寺・建聖寺・妙圓寺・本蓮寺・西照寺等の多きに達す。

第六章 留守居時代

第一節 利常歿後

利常歿後、利常と同様に小松を以て隠居城たらんとせしは綱紀なり。即ち綱紀は享保八年五月九日職を吉徳に譲りて致仕し、その十六日江戸より早飛脚を立て、小松在住の意あるを知らしめると共に、その準備につき城代前田修理知頼に命ずる所ありしなり。修理は金澤より小松に赴き、二十九日城繪圖・侍名簿等を作製早飛脚にて江戸に送り、城の修造に着手せり。然るに綱紀は翌年五月九日江戸に薨せし爲、これ以後小松城には主なし。

萬治元年十二月廿八日綱紀は利常公隱居領及び小松城の相續許可を幕府より申渡されたり。而して當分城にありて支配を命ぜられしは横山左衛門忠次二萬七千にして、御割場奉行は齋藤長兵衛之を勤め、割場に於て小松に残る者、金澤へ引越す者等の申渡をなし、人足を裁許せり。而して移搬料として金小判一萬兩を賜りたり。翌二年二月より城中の壊せし材木を船にて宮腰に送り、金澤に運べり。而して此の時主に取拂ひしは二ノ丸の建物なりしが如し。家士も亦四月より金澤へ引越を開始し夏頃迄には大休完了せり。

引越人の一番は九里覺右衛門組、二番は大橋又兵衛組、三番は湯原八之丞組なり。斯くて小松に居残りし馬廻は赤井權右衛門・小杉久右衛門・根來善左衛門三百嶋田清左衛門・今村助太夫三百脇田助右衛門二百藤村太郎右衛門三百

不破八兵衛二百安藤助左衛門二百宇田治右衛門百石河村彌右衛門二百五池上又右衛門百石横地善九郎百三岩田重左衛門百石加古佐太夫三百水上左太夫百三岡田五左衛門百石杉野善三郎・中村彦左衛門百三河合助八・岡嶋馬左衛門百三十一人なり

第二節 城代

城代は小松城に在りて城地萬端の支配をなし、小松城に在住するを原則とせり。然るに前田直之・前田長成二人のみ竹島・土殿町に居住せしが、前田孝貞以後は小松に引移る事なく、其上延寶七年九月より城番相定りしかば、城代と城番の勤方の點に就き種々和順せず。城代は又明瞭に城代と命ぜられずして「小松御城御用萬端相動候」とありし時あり、又城代多く前田姓にして金澤御用番が普通なれ共時には他姓あり、人持組よりせし事もあり。斯く城代の勤方に就き不分明の事ありて時に城代より其の指示を請求せしも、明かなる仰出はなかりし如く、要するに城代は金澤御用番と城番との中間の閑職にして、重大事件なき時には不必要な役目なれば、上使巡見等には臨時に任命して夫々取揃へし躰なり。故に明和八年より城代の任命なし。然るに幕末期に至り、國內海外の惡夢に驚かさ

れし時、即ち文久三年又々城代が仰渡されしなり。城代名左の如し。尙役知は三千石なり。

横山左衛門忠次 二萬七千石 萬治元年十二月

前田三左衛門直之 一萬五十石 萬治二年三月より延寶二年十月

小松城竹島に居住し延寶二年十月十二日小松にて病死。于時七十一歳。野田桃雲寺に葬る。

前田平太夫長成 五千石

延寶二年より同六年

五八

人持にて小松士殿町に居住。六年病死

前田 佐渡孝貞 二萬千石

天和三年三月廿四日より

此時より引越に不及旨被仰出

前田 備前貞親

元祿十六年より寶永二年十月十五日死

前田 修理知頼 六千石

享保元年七月二日より元文四年致仕

致仕後も尙城代の勤方をなす。

前田大學（後修理）知久

元文四年十二月廿四日より延享五年五月

知頼の嫡子なり。

奥村 内膳成象 一萬石

延享五年六月廿一日より寛延二年三月廿七日死

青山 將監聚次

寛延三年九月四日より寶曆十一年十一月五日死

横山 藏人正從

寶曆五年より

將監江戸之内勤む

前田 兵部孝起 七千石

寶曆十三年六月四日より明和六年四月廿三日

前田 修理知定

明和七年七月十一日より同八年九月九日死

横山 藏人正知 一萬石

文久三年六月四日より慶應二年九月

第三節 城番

延寶七年九月十日より設置され、六人ありて二人宛一年交代にて御貸家に在住し、毎年三月十五日が交代定期にて三年に一巡す。而して一人は前田姓で御貸家の北に、一人は他姓にて御貸家の南に居住するを原則とせり。交代の時には新番の者達が三月十四日に金澤を出發し其の夜小松旅宿に宿り、翌十五日朝登城し新舊四人にて引繼を行ひ、其後定められたる貸家に入るなり、此の貸家は延寶八年に建てられ三ノ丸中でありしなり。

城番の職務は城代前田平太夫長成が小松に居住して勤めた事と同様にして、定番御馬廻中の御番、定詰足輕番、城内建物破損修理、城内の武器並に諸道具、小松町中の諸事を取扱ひ、晝夜共に一人宛本丸に詰め居り、一日又は數日毎に交代せり。勿論事件等生ぜし時には兩人共に相詰めて決斷せしなり。但し兩人共に事故ある時、又は城番一人の時等には晝間は留守居が之を代行し、夕七ツ時より城番が必ず詰めしなり。

以上述べしは原則にして時には種々の變動あり。例へば城番の一人は前田姓なるべきも、人持の無役の前田姓少なかりし時には他姓を以て之に代へし小幡左京の如きあり。寛政六年より八年迄の三ヶ年は前田姓のみにて一人宛一年交代をなし、天保四年には一人宛半年交代、天保五年六月は一人宛三四ヶ月交代、天保十年には二人宛半年交代等の異例ありしなり。其他細部に變化あれ共省略す。

前田 權佐恒知

三千二百石

延寶七年九月—貞享二年三月（死）

岡島市郎兵衛元爲	五千石	延寶七年九月	貞享三年三月
前田五左衛門弘直	二千石	延寶七年九月	正德元年三月
永原宇右衛門孝貞	五千石	延寶七年九月	同八年十一月
前田萬之助(修理)知頼	五千石	延寶七年九月	寶永二年五月
西尾與三右衛門長頼	三千石	延寶七年九月	元祿十年 月(死)
岡島内膳一定		延寶八年十一月	寶永四年三月
前田頼母長恵		天和二年三月	享保九年八月
葛卷十右衛門重廣		貞享二年十月	享保五年六月(死)
前田虎之助(市正)季隆		元祿十年七月	正德四年二月
永原主税孝定		元祿十二年三月	正德五年
富田治部左衛門重員		寶永四年三月	正德二年三月
前田數馬孝好		正德元年三月	同二年 月(死)
前田中務(圖書)		正德二年三月	享保八年
三田村 監物孝言		正德三年二月	享保十四年
前田左門(勘解由)孝和		正德四年二月	享保十年十二月
生駒右近直政		享保二年四月	同六年九月

織田小八郎信重		享保六年三月	
前田式部矩豐		享保六年三月	延享三年三月
前田伊織弘隆		享保八年三月	元文三年七月
松平主水庸雄		享保八年四月	同十五年正月
前田監物孝言		享保十一年二月	同十四年十二月
奥野兵庫氏之		享保十一年二月	同十四年 月(死)
大野木隼人克寛		享保十四年四月	同十六年十一月
前田多宮長雄(道設)		享保十四年十二月	同十九年六月
藤田求馬泰安		享保十五年正月	同十六年三月
小幡式部(圖書)長時(道朗)		享保十六年三月	寶曆三年七月
奥野市郎左衛門原和		享保十六年十二月	寬保二年五月
松平左京友康(康歴)		享保十七年六月	寬保二年正月
前田兵庫孝親		享保十七年六月	寬延元年十二月
前田監物孝言		元文三年七月再役	寬保二年正月
前田將監(權佐)恒篤		寬保二年正月	寶曆三年七月
多賀字兵衛(帶刀)方清		寬保二年二月	寬延元年壬子十月

生駒監物(内膳)直武
 前田主殿助季陣
 篠原帶刀一定
 三田村左京(内匠)定昌
 小幡左京(九兵衛)長基(道久)
 多賀典膳廉清
 前田主鈴(主膳)孝恭
 前田左門(内藏助)孝情
 津田源右衛門庸貞
 本多右門政良
 津田源右衛門庸貞
 前田左膳道柯
 前田權佐恒筒
 伊藤主馬(内膳)正因
 品川藏人武甲
 永原將監孝倍

寛保四年正月—延享二年四月
 延享三年四月—寛延三年十月
 延享三年四月—寛延二年三月(死)
 寛延二年二月—明和六年九月
 寛延二年二月—明和二年三月
 寛延三年三月—寶曆五年
 寛延四年正月—明和五年十一月
 寶曆四年正月—同七年二月
 寶曆四年正月—同五年七月
 寶曆五年十月—同十三年五月
 寶曆六年七月再役—同十年二月
 寶曆七年二月—同八年九月
 寶曆九年六月—明和九年三月
 寶曆十年二月—同十二年三月
 寶曆十二年四月—明和四年正月(死)
 寶曆十四年二月—安永二年十二月

篠島典膳清任
 奥村圖書(監物)匡之
 前田勘解由孝尙
 前田圖書貞一
 奥村中務征英
 前田數馬豐虎
 葛卷頼母昌陽
 前田主殿助實種
 岡島修理(市正)一寧
 前田主計(左京)孝博
 前田内藏助(内藏太)孝敬
 富田權佐景周
 篠原左京清一
 庄田兵庫察孝
 前田主膳道孝
 岡島市正(市郎兵衛)一寧

明和二年三月—同九年二月(死)
 明和四年二月—同八年十月
 明和五年二月—安永二年十月(死)
 明和六年九月—同八年三月
 明和八年十月—安永八年四月
 明和八年十一月—安永四年六月
 明和九年三月—安永九年十月(死)
 安永二年二月—天明八年正月
 安永二年十二月—天明 年
 安永四年壬十二月—天明三年 月(死)
 安永九年二月—寛政元年十月
 安永九年三月—天明五年九月
 天明二年三月—享和元年三月
 天明元年二月—同五年十月
 天明四年正月—寛政元年五月(死)
 天明五年九月再役—寛政十年十二月

成瀬左京(左近)正喬

天明五年 月—寛政二年六月

前田兵部純孝

天明九年二月—寛政三年五月

前田權佐恒周

寛政元年十月—文化九年六月

前田式部孝始

寛政元年十月—同四年二月

前田掃部孝亮

寛政三年五月—享和四年二月

葛卷藏人以後

寛政三年八月—文化十年壬十一月

前田織江路博

寛政六年正月—同九年壬七月

前田主殿助季方

寛政八年十月—同十三年十月

前田兵部純友

寛政十二年正月—享和二年六月

奥野左膳氏令

寛政十二年正月—享和二年六月

青木新兵衛直方

享和元年三月—文化五年五月

前田橋三恒友

享和二年六月—文化十年正月

伊藤靱負惟純

享和二年八月—文化元年十一月

三田村縫殿定保

享和四年三月—文化二年十二月

富田外記貞行

文化元年十一月—文化九年四月

佐々木誠膳定則

文化五年五月—同十四年

前田中務貞直

文化六年三月—同十二月七月

前田靱負直興

文化九年七月—

永原權太夫孝辰

文化九年七月—文政二年正月

前田左門(左衛門)孝寧

文化十年三月—文政四年三月

生駒内膳義知

文化十年壬十一月—文政三年正月

上坂主鈴景融

文化十四年十一月—文政元年三月

前田式部矩正

文政二年正月—同九年四月

篠原源兵衛清信

文政三年正月—天保三年七月

前田主稅助

文政四年三月—天保二年三月

岡島帶刀一和

文政四年三月—同七年正月

横山頼母

文政五年三月—同十一年正月

前田才記

文政六年十二月—同十年正月

伊藤多宮

文政七年正月—同十一年四月

前田圖書貞事

文政九年四月—同年八月

前田大膳

文政十年正月—同年八月

前田内藏助孝保

文政十年十月—天保九年四月

葛卷十右衛門昌言

文政十一年正月—天保十二年八月

上坂主鈴景融

文政十一年十月再役—天保三年(死)

織田左近益堅

文政十三年二月—天保七年六月

前田織江道章

天保三年五月—同六年二月

篠原織部(主人)忠貞

天保三年九月—同六年十二月

前田將監恒鳳

天保三年壬十一月—同九年七月

前田監物孝連

天保六年二月—嘉永三年十二月

多賀數馬直良

天保六年十二月—同十年十二月

永原求馬孝敬

天保七年六月—同十五年正月

前田三郎兵衛(主殿)季久二千四百五十石

天保九年四月—弘化四年三月

前田外記孝備

天保九年十二月—嘉永三年九月

前田兵部孝事

天保十年三月—同十二年正月

奥野主馬佐氏敦

天保十年三月—同十二年正月

小幡主膳通義

天保十一年三月—同年六月

上坂左近景純

天保十一年三月—嘉永三年正月(死)

奥村又十郎(彈正)秀就千七百石

天保十一年七月—弘化三年七月

西尾隼人明精

四千三百石

天保十二年壬正月—同十五年六月(死)

岡島左膳一孝

二千三百石

天保十二年八月—弘化三年四月

富田治部左衛門方毅

二千五百石

天保十五年正月—嘉永元年四月

奥村主税(源左衛門)榮之

二千七百石

弘化三年五月—安政十二年二月

玉井頼母貞吉

五千石

弘化三年十一月—安政三年七月

前田將監恒鳳

三千四百石

弘化四年三月再役—嘉永元年六月

篠原織部忠貞

四千石

弘化四年九月—嘉永五年七月

生駒右膳直匡

四千石

嘉永元年四月—同三年七月

前田主殿(主膳)季久

二千四百五十石

嘉永元年六月再役—安政四年七月

不破彦三爲儀

四千五百石

嘉永三年八月—同五年五月

永原權佐孝晴

二千五百石

嘉永三年八月—同七年八月

大野木良之助克貞

千六百五十石

嘉永四年正月—同七年二月

西尾仲進時敏

四千三百石

嘉永四年正月—同五年六月

津田兼太郎(源右衛門)庸謹

四千石

嘉永五年五月—同六年十一月(死)

前田兵部孝保(孝享)

四千石

嘉永五年五月—安政五年九月(死)

伊藤主馬正延

二千八百石

嘉永六年正月—安政二年正月

横山中務從矩	二千石	嘉永七年二月—安政五年五月
前田將監恒敬	三千四百石	嘉永七年壬七月—萬延元年九月
葛卷隼之助昌矣	二千石	嘉永七年八月—文久三年六月
大音帶刀厚義	四千三百石	安政二年正月—同三年八月
永井志津磨正徳	千七百五十石	安政二年二月—元治元年十一月
成瀬主税正居	二千五百石	安政三年七月—同四年九月
松平玄蕃康正		安政三年八月—同五年六月
前田左京道益		安政四年八月—萬延二年正月
津田主税康行	二千五百石	安政四年九月—文久三年十二月
多賀源介富茂		安政五年五月—萬延元年四月
佐々木左近助定舒	二千石	安政五年六月—文久二年十二月
前田主計(内藏太)		安政六年二月—文久三年二月
小幡頼母厚久	二千石	萬延元年四月—
前田民部(兵部)孝友	四千石	萬延元年九月—
前田 圖書		萬延二年正月—元治元年八月
前田 式部	三千石	文久三年二月—同年六月

奥村助六郎慎猷		文久三年二月—同四年三月
玉井勘解由貞寛		元治元年三月—
前田 式部	三千石	元治元年八月—
永原惠之助(赤座、左京)		元治元年十二月—
菊池 大學 武成	三千二百石	慶應元年八月—
竹田 掃部 忠和	三千五百三十石	慶應二年二月—
富田 外記 貞固		慶應二年二月—

第四節 町奉行

小松町奉行は小松町の諸政をすべ、城代又は城番に隸屬し、尙火消をも兼務せり。而てその下には町下代二人、安宅浦下代一人、足輕十四人あり、安宅二堂藏・同山玉屋敷藏もその支配たり。

内藤 清 兵衛	四百石	寛永十七年—同十九年九月
今枝 與右衛門直勝	千石	寛永十七年—正保元年九月
淺野 藤左衛門	千石	寛永二十年正月—萬治二年六月
神戸 藏人長頼	千石	正保元年十二月—萬治二年六月

原田又右衛門長幸 五百石 萬治二年七月—寛文二年十一月
 塩川安左衛門 七百石 寛文二年十一月—同三年二月(病死)
 久津見忠兵衛 四百石 寛文三年二月—同十二年七月
 西村六右衛門忠晴 千石 寛文十二年—延寶五年正月
 山崎作左衛門 千石 延寶五年正月—貞享元年六月(病死)
 村 小左衛門 五百石 貞享元年六月—元祿三年八月
 長瀬善左衛門 千石 元祿三年八月—同十二年三月
 青木勘七郎正直 千石 元祿十二年三月—同十六年八月(病死)

但八月より十月迄金澤町奉行預り

河原主膳 小塚八右衛門

寺西十左衛門秀右 五百石 寶永元年十月—同七年八月
 横山金八郎得純 千石 寶永七年八月—正徳四年六月
 伊藤彦兵衛忠勝 千石 正徳四年三月—享保九年八月
 小堀左内永頼 二千石 享保九年四月—同十二年十二月
 山崎縫殿有親 千石 享保十二年十二月—延享四年六月
 小堀金五右衛門政布 千石 延享四年六月—寶曆十一年正月

宮崎太左衛門元續 八百石 寶曆十一年二月—明和八年十月
 内藤善太夫政安 四百五十石 明和九年四月—安永八年十月
 江守助左衛門隆亮 千石 安永八年十一月—天明六年九月
 吉田九兵衛? 天明六年十月
 澤田五郎左衛門政韶 千石 天明六年十一月—寛政五年七月
 有賀清右衛門直一 千六百石 寛政五年八月—同十一年九月
 由比勘兵衛清昆 四百五十石 寛政十一年十月—文化三年六月
 菅野久左衛門義矩 四百五十石 文化三年九月—同年十一月(病死)
 河村茂三郎和貴 六百石 文化三年三月—同六年六月
 土肥權六郎 五百四十石 文化六年七月—同十三年七月
 長谷川三右衛門一久 八百石 文化十一年七月—同十三年七月
 山崎小右衛門? 文化十三年八月
 江守角左衛門洵直 千三百石 文化十三年八月九日—同月二十日(病死)
 小幡多門信道 五百石 文化十三年閏八月—文政五年四月
 富田九内(左門)景純 五百石 文政五年五月—同十三年九月
 堀平馬政行 五百石 文政十三年九月—天保五年十二月

但天保五年十二月より同六年二月迄預り

水原清五郎

七二

坂井忠左衛門

山森雄次郎公寛

天保六年二月—同年九月

吉田兵馬

天保六年十月—同八年十二月

長屋七郎右衛門景隆

天保六年二月—同十二年十月

但十月より十二月迄預り

坂井忠左衛門

堀信左衛門義勝

天保十二年十二月—同十三年七月

岡田勝左衛門

天保十二年十二月—同十三年十月

中村助太夫千理

天保十三年七月—弘化三年五月

服部貞右衛門可久

弘化三年閏五月—嘉永六年正月

關澤安左衛門房清

嘉永六年正月—同七年六月

岩田譽藏紐

嘉永六年正月—同年十月

中川甚之助忠良

嘉永六年十月—安政三年九月

野村傳兵衛保次

安政三年九月—文久三年二月

奥村平藏

文久三年二月—同年十二月

人見清五郎

文久四年正月—慶應元年

野村傳兵衛保次 八百石

文久四年正月—

渡邊佐太夫 百五十石

文久四年三月—同年十一月

伊勢左衛門 百人扶持

元治元年正月—慶應三年十一月

小堀左内 二千石

慶應元年十月—

第五節 留守居物頭

寶永二年小松に物頭一人も無き爲に二人を任命する事になり、先弓先筒頭並の者で役料百五十石とし足輕貳人宛召連れる事を定め、七月二日横井甚五左衛門、福島權兵衛を決定せり。然るに正徳六年この役が廢せられし如く、横井甚五左衛門は御馬廻番頭となり、役料百石の所を、特に百五十石其儘となれり。

文久三年六月横山正知が城代となりて、手先無き爲に留守居物頭を必要とし、九月に御馬廻番頭を勤めて居た黒坂左兵衛が任命され、其後二人宛あり、物頭は異變の場合には御先手となり足輕を率ゐて出陣し、平常は御城附足輕を支配して城代に隸屬するもので、城代不在中は城番より指圖を受けた。

文久三年九月十日より

黒坂左兵衛

四百五十石

渡邊佐太夫

百五十石

元治元年十一月廿八日より

澤田源太夫

五百五十石

(渡邊ノ代り)

第六節 御馬廻

小松城附の武士にして三丸と御馬出に分れ、萬治二年の利常歿後には前述の二十一名にして番頭は根來善左衛門が勤め、元祿十六年には近藤三郎左衛門番頭千四百石 松原友右衛門番頭七百石 脇田喜八郎番頭二百石 津田喜左衛門番頭二百石 白井平左衛門番頭二百石 岡部岸右衛門番頭二百石 足田傳助番頭百五十石 出野安左衛門番頭百五十石 姉崎主水番頭百五十石 長田兵助番頭百五十石 西勘兵衛番頭百五十石 神戸源太夫番頭百五十石 中村甚助番頭百三十石 横地治兵衛番頭百三十石 池上彌右衛門番頭百石 岩田小左衛門番頭百石 岡田金右衛門番頭百石 宇多甚五兵衛番頭百石 吉田彦右衛門番頭五十石 兵衛番頭の二十名であり、安政三年には番頭は奥村甚三郎・淺野周左衛門で他に二十三名を四組に分ち、二の丸の番をなし、外に七名あり。文久四年には原(平)田良之助番頭三百石 猪俣直江番頭二百六十石 津田平次右衛門番頭三百石 成瀬與一郎番頭二百石 岡部馬左衛門番頭二百石 大田道太郎番頭二百石 長田小十郎番頭百五十石 津田銀三郎番頭百五十石 岡田太左衛門番頭百五十石 中村彦左衛門番頭百五十石 西村織人番頭百五十石 三郎兵衛番頭百三十石 高桑喜平番頭百二十石 田邊吉藏番頭百二十石 若林誠兵衛番頭百二十石 吉見久之助番頭百二十石 岡田助左衛門番頭百二十石 山岸久太夫番頭百二十石 吉田傳兵衛番頭百二十石 狩谷半平番頭百二十石 石黒銀右衛門番頭百二十石 藤田良右衛門番頭百二十石 中島健左衛門番頭百二十石 村田儀左衛門番頭百二十石 豊田吉太夫番頭百二十石 永山兵五郎番頭百二十石 堀榮之助番頭百二十石 大宮金右衛門番頭八十石 中村吉五郎番頭八十石 中村閑重郎番頭七十石 扶持の三十三名、慶應二年には三拾五名でありしが、定員は四十名なりしなり。而して此の御馬廻の者が町奉行を除く諸奉行・郡代官、其他の諸務をなし、二の丸の番を行へり。

第七節 警備

享保年中に城代前田修理知頼より定められたる、小松町火事の際の城内警備の割當は、本丸には、御馬廻番頭壹人、御馬廻五人、足輕十二人。二之丸には御馬廻番頭一人、御馬廻八人、足輕四十五人、小者大工等五十二人。三之丸橋爪門には御馬廻二人、足輕五人。堂形橋爪には御馬廻二人、足輕四人を配置し各受持區域を定められたり。尙次の如き指命もあり。

- 一 堂形邊・琵琶島・牧島・葭島・三之御丸内外出火之節ハ、火本に破損御奉行一手合之人々不殘罷越火防可申候。勿論近所人早速懸付火防可申事
- 一 御城外構廻人二手合ハ行違無懈怠様ニ右之五ヶ所打廻火之用心かたく申觸。若不審之弊之者ニ出合候モ、急度可相改候。並右所々ニ有之居番人其由斷様急度可申付事
- 一 御番頭並御馬廻中え御城番兩人之内指圖仕候儀、難被心得品有之候共、急切之刻何廉詮義有之候得ハ手問ニ成候間、何事ニよらず可被仕指圖候。存念之通ハ追而如何様ニも詮義可有之事。
- 附、右之衆中より存寄之儀之有ニは、御城番兩人之内え可被申聞、是又可被仕指圖事
- 一 御城番當日之者ハ様子ニより、二之御丸え罷出何も可申談候。非番之者二之御丸え罷出候モ、當番之者ハ御本え可罷越事。

一火本近隣風下之人々には不及罷出、自分之火防可申事。以上
子三月十六日。

斯くて小松城には未だ火災の難なかりし事は幸なり。

文久三年六月外國船の近海渡來の懸念より横山藏人を城代に任命せしものなるが、六月七月に互つて藏人より各々へ指令を發せり。即ち城番及び御馬廻番頭に對し、加州近海に異國船が現れなば、小松在住の人数が弓小手陣羽織を着用武具を携へ早速登城して警備し、自分の到着迄の處置を任せり。郡奉行には急速注進方を。町奉行には異變の際の食糧に就き命ずる所あり。其の會圖は小松町會所にて早鐘を以てし、火事と區別する爲に三点連續打鐘とせり。

(小松史・史料篇)

一御武具奉行より左之紙面先達而指出候付、伺之上紙面之通相心得候様申渡

御筒配

一五挺 尺筒三拾目玉御筒

一拾挺 拾匁玉御筒

右升形御門臺に

一拾挺 拾匁玉御筒

右升形御門脇切通御土藏に

一拾挺 拾匁玉御筒

右東御門脇御塩御土藏に

一拾挺 拾匁玉御筒

右御弓土藏に

一拾挺 拾匁玉御筒

一拾挺 短筒 三拾目玉御筒

但、南北袖之方四挺 尺筒 三拾目玉御筒

右鐵御門臺え

一拾挺 拾匁玉御筒

右鰻橋御門え

一壹挺 八拾五匁玉御筒

一壹挺 七拾目玉御筒

一貳挺 五拾目玉御筒

一壹挺 貳拾五匁御筒

右霞嶋鉛御土藏え

右今度臨時御門固等就被仰渡候。異變之節諸向請取物等一時ニ相成役所向混雜可仕哉と奉存候付、兼而御門

臺等の御筒配置候ハ、可然と奉存候。夫ニ付御手當方之振を以、御筒一挺ニ付日數廿日分貳百發之圖ニ而、場所により拾丁五丁之藥込之圖を以、凡壹ヶ所之筒藥八貫目入貳箱充玉並口藥共御筒と一集ニ備置候ハ、臨時之節直に御用立可申と奉存候。且又、御出藏邊自然出火等之節、早速駈付筒藥等取除申候ハ、懸念之義も有御座間敷と奉存候。且鱒橋御門は御門臺等無御座候。葭嶋御土藏には當時御貯用燒塩納候付、御鐵砲入置候而は不宜と奉存候付、右貳ヶ所之分、御武器所ニ手當仕置、臨時相渡可申と奉存候。右之通私共心附之趣御達申上候間、猶更御指圖次第相心得申候。以上

(文久三年) 九月

岡部 馬 左衛門 判

田 邊 吉 藏 判

狩 谷 半 平 判

横 山 藏 人 様

(小松史・史料篇)

尙八月廿八日には城代より町奉行に對し、異變の場合の處置の一端を相談せり。

小松町奉行申聞候も、若自然非常異變急迫ニ及ヒ、町家燒拂町人共爲立退候程之場合ニ至リ候時ハ、老若之者共不殘山手谷間に爲立退、町奉行も御城内に桶籠リ候心得ニ罷在候旨奥村原兵衛申聞候。若右様之節も松雲院様御内定も有之義ニ候間、葭嶋之内西ノ御門内御固相勤候様可申渡哉。

(小松史・史料篇)

此の時銃卒奉行西村織人の意見は見るべく、種々當時の事情を知るに足るものあり。

當所御城ハ御要害堅固之御城郭ニハ候得共、元來御人少ニ而至而御手薄ク、乍去敵本道より罷向候得ハ、先大聖寺表ニ而一戰ニも及ヒ可申、自然無左候共、今江も切所之要地ニ而、今江村所持之舟共不殘引揚、向本折に相向置、本橋新場貳ヶ所に棚を作り、同組大數子弟五十人と見立、貳手ニ分其外御城附足輕五十人斗も受取、同貳手ニ分ケ取防候ハ、たとへ敵大人數ニ而相向候とも急にも破られ申間敷、又閑道に相廻り木場三谷蓮臺寺南淺井口に罷向候ハ、右人數半高を以指向ケ、山代橋ニ而喰留可申候得も、三日や五日も急度指こたへ可申、其内金澤表より御加勢も可有御座、敵本道より相向候時ハ右様ニ仕候得ハ大丈夫ニ御座候得共、晝夜不安心配仕候も、夜中敵二三百斗も小船數艘に取乘、安宅浦に乘込五六十人も上陸仕、小松表に注進之道を絶切、其内川筋より相廻り御堀口水門に相向、番人を搦置水門鍵を奪取白鳥堀に入込中土居に上り、直様御本丸に乘入申事ニ相成候而も、誠ニ此所第一其御手薄ニ而心配仕候。依而存込之趣ハ、同組三十人斗足輕五十人斗御人増被仰付候得も都合同組六十人斗ニも相成可申、其子弟大數五十人斗も可有御座、右子弟を以貳枚橋水門口に御番所相たて、晝三人夜中拾人足輕も鐵砲等相備、晝五人夜中拾人勤番爲致候ハ、右ヶ所御手厚相成可申。

能美郡御代官臨時異變之節も今江・安宅・小松夫々御藏所相固可申管之處、當時此表ニ壹人ならて罷在不申急變之時ハ如何仕候而相固可申哉、是等是非御代官不殘引越被仰付候ハ可然奉存候。何レ遠路ニ罷在候而も臨時急切之御用ニ相立不申候。且又當所西洋等大砲小筒殊之外御取立ニ候處、筒藥出來方甚手薄之御様子

御貯用ハ申迄もなく稽古之分すら指支申族の様ニ承り申候。右等ハ御要害第一之品々様之譯ニ而も不安心至極奉存候。能美郡におるても出来可申、仍而何卒出来方主附如何なから私に被仰付候得も、心力を盡急度御用過とも相成候程爲致出来可申奉候。此外異國船御手當方も種々心組罷在候得共、先自國之御手配方迄御達申上候

亥 八月

西村 織 人

原田良之助

一 海防御手當第一之御道具ハ大砲拾八ホントウ以上之御筒先拾挺斗(安宅)當浦に御廻シ無御座而も相成中間敷奉存候

一 大砲夫々御手當被仰付候而も打手無御座而も其用なし中間敷、依而臨時大筒司令役拾人斗其下役五拾人斗も不被仰付而も相成中間敷奉存候

一 安宅新村より湊迄之内ニ而も敵安宅水戸口を見當と仕可申、依而兼而二ツ堂前之方に御臺場被仰付候様奉存候。併急ニ御手も不被爲行届候儀ニ御座候ハ、此義ハ臨時小松安宅町中之疊を以假ニ拵申候得も、隨分急ニ出来可申奉存候。何レ大砲並打手筒藥御手當之義肝要ニ奉存候

一 出張之義ハ御城番衆壹人並御馬廻半高銃卒奉行手合引連、御城附足輕半高を以出張仕候ハ、可然奉存候。何分當所御人少ニ而御手薄御座候間、御人増不被仰付而も相成中間敷奉存候

一 安宅浦御藏所彼所ニ御座候而も萬事御要害惡敷與奉存候。是非當所御藏所之内に打込候事ニ相成候ハ、

又も御城近邊ニ別ニ御藏所被仰付敷、何レ兩様之内ニ相成候ハ、可然奉存候

一 右様大砲等夫々急ニ御備出来仕候得も重疊之義奉存候得共、臨時之義も只今も難斗未大砲等御備も出来不仕内、渡來候ハ、防禦之手術無御座哉と奉存候。其時先安宅町自燒仕謀計を以おひき揚要害の地理を見立、戰爭仕候ハ、得勝手可申と奉存候

一 大砲鑄方之銅鐵も御領國銅火鉢などハなくて叶はぬ品ニ而も無御座候間、一切銅火鉢用候義ハ御停止被仰付候へハ自然と不用之品ニ相成可申、然處右火鉢所持之者も御國恩のため指上候事ニ被仰渡候へハ指出可申奉存候。尤銅火鉢所持之者相應之者ニ而可有御座、左候得も深指障ニも相成中間敷、若又密置脇より相知候ハ、急度御吟味御座候得も可然奉存候

右ヶ條書を以心付之趣奉申上候。以上

亥 九月 十二日

西村 織 人

横山 藏 人 様

(小松史・史料篇)

元治元年十二月六日町奉行支配町下代より、越前大野へ水戸浪士二千人斗り越せりとの風説あるを告げしにより、城番留守居物頭より此の趣を翌十七日の曉に金澤に報知せり。斯くて金澤に在りし城代等は早速小松に向つて出發せしも夜に入り、松任に宿泊し、八日晝九ツ時小松に到着登城せり。十一日に大聖寺家老より、越前へ加勢の軍を出せしにより小松迄援軍を出す様願出せしを城代は金澤に取次ぐと共に、落武者を警戒する必要上、大杉・西

俣・尾小屋へも見張りを出す事を上申せり。次いで城代の試問により十二日留守居物頭御馬廻番頭四人連名にて配備の計畫書を提出せり。即ち狐森邊え御馬廻番頭猪俣直江が組馬廻十五人御城附足輕十五人銃卒二十人を率ゐ、御幸塚には留守居物頭黒坂左兵衛が與力一人小馬印添定番御徒一人足輕二十二人を率ゐ、粟津口大菱小菱山邊に銃卒奉行西村織人北村恒二が銃卒四十四人を、大領村邊へ城番が一手合と銃卒二十人を、安宅浦には御馬廻の一人指揮にて銃卒二百人を出陣せしめ、その本陣は大領野とし、城内三ノ丸には御馬廻番頭神保八左衛門の組六人、二ノ丸には留守居物頭澤田源太夫、本丸には城番前田式部を置く事とせり。又城番は十三日に前者よりも簡單なる配分計畫を城代に提出せり。而して城代横山藏人の腹案は次の如し。

- 一 小松御城代は守城本隊之義兼而被仰出も有之誠に大切成御城御預之上は、御本丸を離候義ハ有之間敷歟、若御城外え出候跡ニ而自然御城中ニ故障致出来候而は、其時ニいたり懸打死又は致切腹候とて申譯可相立筋にて有之間敷哉、已ニ末森奥村助右衛門様守城而已ニ而後詰を奉待名譽に相成候上は、一切御城代は動き申間敷譯ニ而も可有之哉。しかし何と歟出不申而不叶次第有之、御城向も聊懸念無之見切相立候上之義ニ候ハ、時宜ニ寄出候義も可有之歟、重々勘考可有之ものなり
 - 一 自然藏人時宜ニ寄出動いたし候義有之候共、輕く出輕く引候心得ニ而、勿論御本丸之人數殘し置可然、乍去何と歟無據手勢一同打出候砌ハ、跡御固左之通ニ而も可有之歟
- 但御城代御預り之御本丸を變事之砌にいたり御城番え渡し候義如何可有之哉、何れニも非常之上之非常ニ而得と思慮可有之所歟

(小松史・史料篇)

斯る事が計畫されてゐた頃には既に水戸浪士は加賀藩の出張部隊と折衝あり、その始末は十二月廿九日に小松に報知せられたり。

第八節 巡 見

藩主の小松城巡見の様子を煩雜なれども略記す、之れ城内の様子を知る上に参考となればなり。藩主は城内に宿泊する事なく、常に旅館に入れり。其の小松到着の時には町奉行が町端迄出て往來に蹲踞し、御着當日の一統の服裝は布上下を着用すれども、城内巡見の際は常服にて勤むるなり。旅館玄關敷付にて城代が出迎へ、旅館にて祇候する人々は、城番一人、御留守居物頭一人、御馬廻番頭一人、町奉行一人なり。

巡見當日旅館にて供揃行列が出来上ると、升形見附の大扉が開かれ小門が閉ぢられる。平常はこの門は小門より出入し、大扉は開かず。この門が開かれるを相圖にて各所の門が、或は開き或は閉鎖される。三之丸門より内は城附足輕兩人が御式臺迄御先拂をなす。升形門にて供人鑓馬乗物が留められ、腰掛前に作事奉行兩名が蹲踞し、ここより内に入る荷物は藩主家老等の挾箱で、其他は此處に留められ、供之者も巡見終了迄此處にて待つ。二之丸當番の御馬廻は其の番所の雨落に蹲踞する。東之方土藏近くに武具奉行一人蹲踞、筋違橋より内は非番城番が御先案内、作事奉行兩人は御跡より續いて本丸に到る。而して此時には升形門・東門・鰻橋門・裏門・中門は閉鎖され

る。御式臺前の白洲に御留守居物頭、敷附に城番、階下に城代が出迎へる。階上式臺詰は御馬廻番頭一人御馬廻、裏式臺には武具奉行一人あり。之より御先案内は當番城番、先立は城代が勤め、御廣間を通り御札の間廊下より御居間書院御座之間城番詰所縁側を通り御勝手の方にて御臺所御覽、それにて御座間で休憩する。此の間に御庭巡見の供之者共縁先に廻り、案内の城番は縁先石壇の下に蹲踞する。御先拂は足輕小頭、之より五六間隔て、作事奉行、次に先立として城代あり、御跡には作事奉行掃除奉行が続く。最初に御櫓、仕切御亭、曳庵河道門より門外を望見、御庭を巡見して二階御亭に入り、車橋に向ふ。此處にて當番城番と非番城番が交代して案内す。車橋より中土居に入り、鷗御門跡を通り兎門より葭島を東の道から西の道をへて、元の兎門に歸る。此の頃中門の大扉が開かれ、先拂の足輕小頭作事奉行が曳庵河道にて先舟に乗る。非番城代案内にて蜂巣土藏を見、御留守居物頭の扣へる車橋河道（中土居河道）にて乗船、内堀通り白鳥堀より批把島廻り、御臺所橋邊に懸る頃先舟は同所に先舟が着き御座舟は元の車橋河道に着く。之より御留守物頭御先案内にて中土居の塩辛土藏を見、御臺所橋より裏門中門を通り鐵門臺鐵土藏を見る。土藏巡見の際には武具奉行が入口に蹲踞し、三人は一人宛先廻りして之を勤む。夫より五疋建厩、兎門欄間、綿土藏、十五疋建厩を巡見し、筋違橋より三之丸に出、弓土藏、鐵炮土藏、升形門臺を御覽、此の時升形見付門の大扉が開かれ御下城となる。之れより足輕兩人先拂をなし其他登城と同様である。時には之より梅林院に參詣する事もある。行列が平ヶ屋辻門を通り過ぐると升形門の大扉が閉ちて小門が開かれ、鐵門等が閉ざされ、旅館に到着すると三之丸門の大扉が閉鎖される。此の日は終日葭島門は開かず、巡見中は牧島往來、貳枚橋門・泥町口門の往來が留められる。

斯くの如きは巡見の大略にして、時に變動ありし如く、其他家老の巡見、將軍上使の巡見もありたり。今記録に残る藩主の巡見を見ると、寛文元年九月十八日綱紀は小松城に來り、鞠育を受けたる利常の恩義を思ひ、封國に就くの初に遺蹤を見んと欲し、同三年二月十三日にも來れり。其他は列舉に留む。

- 寶曆十三年九月六日 重 教
- 寛政九年九月十九日 治 脩
- 文化十一年 齊 廣
- 天保十年 齊 泰
- 天保十一年五月 同
- 弘化四年 同
- 嘉永元年 同
- 嘉永二年壬四月二十一日 慶寧（世子）
- 慶應元年七月 齊泰（隱居後）

參考書籍

石川縣史
小松史(史料篇)
加賀藩史料
越登賀三州志
浚新秘策
石川縣能美郡誌
加賀藩組分侍帳
藩國官職通考
加能越三州地理志稿
大聖寺攻城並淺井駿軍記
能美江沼退治聞書
小松軍記
淺井繩手之迫合諸記拔書
淺井繩手合戰覺書

石川縣
小松町役場
前田侯爵家
富田景周
青地禮幹
能美郡役所
金澤文化協會
湯淺祇庸
加賀藩?

牧忠輔

松雲公夜話錄
自他群書
象賢紀略
微妙公御直言
微妙公御發語
微妙公夜話錄
微妙公御夜話異本
拾纂名言記
越賀雜記抄
加越闕評記
藩翰譜
金城深秘錄
三壺聞書
加能越金砂子
國事昌披問答
國事雜抄

中村典膳
森田盛昌
村井長明
藤田安勝
山本基庸
毛利詮益
鶴屋與三右衛門
新井白石
後藤彦三郎
山田四郎右衛門
丹羽四郎左衛門
森田柿園

433

136

加賀藩農政史考

森田柿園
小田吉之文
以上

八八

昭和十七年八月二十八日印刷
昭和十七年九月一日發行
(非賣品)(代購寫)

小松市八日市地方リ二三

編輯者兼 清水藤九郎

小松市材木町一一

印刷者 津輕 佐七
(中石撰)

小松市材木町一一

印刷所 津輕 文章堂

電話六二一番

石川縣小松市丸ノ内町

發行所 石川縣立小松中學校報國團

終

